

**XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）
（United Kingdom of Great Britain
and Northern Ireland）**

＜目次　～英国～＞

第1章 金融制度概要.....	6
1. 金融機関の種類	6
(1) 銀行の業態	6
(2) 銀行 (banks)	6
(3) 住宅金融組合 (building societies)	7
(4) 信用組合 (credit unions)	8
(5) 国民貯蓄投資機構 (National Savings and Investments, NS&I)	9
2. 監督官庁と指導体制	11
(1) 2000 年金融サービス市場法の成立.....	11
(2) ツインピークス・モデルの構築.....	12
3. 英国の金融制度の特徴	14
4. 預金保険制度の枠組み	15
第2章 郵便貯金の概要.....	17
1. 設立目的・沿革概要	17
2. 経営形態	17
(1) ロイヤルメールの上場民営化	17
(2) 郵便局の経営形態	19
3. 金融サービス提供の形態.....	20
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	20
(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況	22
(3) 郵便局会社の経営状況	22
(4) 店舗・ATM 配置戦略	23
(5) DX の推進.....	24
4. 預金業務概要	25
5. 口座維持手数料等の導入状況	27
6. リスク性金融商品概要	27
7. 貸付業務概要	27
8. 金融包摂への取組み	28
9. 送金・決済業務概要	28
10. インターネットバンキング	28
11. 国際業務概要	28
12. 付随業務概要	29
13. 資金運用方法	29
14. 窓口取扱時間	29
15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携を含む。）	29
16. 財務諸表.....	30
第3章 民間リテール金融機関の概要.....	31

1. HSBC 銀行：HSBC UK Bank	32
(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	32
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料の現状.....	33
(3) 提供商品の現状	34
(4) 子会社、関連会社への出資状況.....	34
(5) ESG 投資	35
(6) TCFD 提言への対応	35
2. バークレイズ銀行：Barclays Bank UK plc	36
(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	36
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状	36
(3) 提供商品の現状	37
(4) 子会社、関連会社への出資状況.....	38
(5) ESG 投資	38
(6) TCFD 提言への対応	39
3. ロイズ銀行：Lloyds Bank plc	39
(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	39
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状	40
(3) 提供商品の現状	41
(4) 子会社、関連会社への出資状況.....	42
(5) ESG 投資	42
(6) TCFD 提言への対応	42
第4章 最近の金融動向と今後の展望.....	44
1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向	44
(1) フィンテックの動向.....	44
(2) キャッシュレス化の状況	45
(3) モバイル決済の動向.....	49
(4) リテール決済に関する法規制の状況	49
(5) リテール金融機関の顧客接点におけるDX	51
(6) インターネット専門銀行	52
(7) デジタル通貨導入に向けた動き.....	54
(8) IT人材の育成・活用状況.....	55
(9) 生成AIの活用状況.....	56
2. 郵便局金融を含めた金融包摂	57
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策.....	57
(2) 金融包摂政策における国、金融機関の関わり.....	59
(3) 提供される金融商品・サービス（郵便局、銀行）	60
3. その他.....	62
(1) 高齢化対策	62
第5章 参考	63

1. リテール拠点における感染症対策	63
＜出所資料一覧＞	64

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ABCUL	Association of British Credit Unions Limited	英国信用組合協会
BEIS	Department for Business, Energy & Industrial Strategy	ビジネス・エネルギー・産業戦略省
BIS	Department for Business Innovation & Skills	ビジネス・イノベーション職業技能省
BOE	Bank of England	イングランド銀行
CDFA	Community Development Finance Association	コミュニティ開発金融協会
CDFI	Community Development Finance Institution	コミュニティ開発融資機関
CITR	Community Investment Tax Relief	コミュニティ投資税額控除
EIB	European Investment Bank	欧州投資銀行
EU	European Union	欧州連合
FCA	Financial Conduct Authority	金融行為規制機構
FPC	Financial Policy Committee	金融安定政策委員会
FSA	Financial Services Authority	金融サービス機構
FSCS	Financial Service Compensation Scheme	金融サービス補償機構
FSMA	Financial Services and Markets Act 2000	2000 年金融サービス市場法
HMRC	Her Majesty's Revenue and Customs	歳入関税庁
ICB	Independent Commission on Banking	独立銀行委員会
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
ISA	Individual Savings Account	個人貯蓄口座
NS&I	National Savings and Investments	国民貯蓄投資機構
PRA	Prudential Regulation Authority	健全性監督機構
PSH	Postal Services Holding Company Limited	ポスタル・サービスズ・ホールディング・カンパニー
RBS	Royal Bank of Scotland	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド
RDR	Retail Distribution Review	個人向け金融商品販売制度改革
RMG	Royal Mail Group	ロイヤルメール・グループ
RMH	Royal Mail Holdings plc	ロイヤルメール・ホールディングス

為替レート：スターリング・ポンド。 1 ドル＝0.79 ポンド、1 ポンド＝186.42 円（2024/1/31）

第1章 金融制度概要

1. 金融機関の種類

(1) 銀行の業態

英国の預金取扱金融機関は、銀行（banks）、住宅金融組合（building societies）、信用組合（credit unions）の3つの業態に分けられる。このうち銀行は、2000年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000）にて定義された預金の受入れ業務を行う許可を得た機関として規定され、国内で現地法人として設立された銀行、欧州経済領域（EEA）諸国内で欧州資本要求指令（CRD）の下で設立され英国内に支店を持つ銀行（EEA bank）、EEA 以外の第三国金融機関で英国内に支店がある銀行の3つに分かれる。住宅金融組合、信用組合及び財務省令により除外された機関は銀行には含まれない。

英国には郵便貯金銀行は存在しないものの、国民貯蓄投資機構（National Savings and Investments, NS&I）という公的な貯蓄金融機関が存在している。他方、窓口業務を行なう郵便局会社（Post Office Ltd.）は郵便貯金の勘定を持たず、独自のリテール金融商品も取り扱っていないが、民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスの窓口販売での提供は行なっている。

図表 1: 英国における金融機関の主な組織形態

業 態	機関数	英国での根拠法	特 徴
銀行 (banks)	277	2000年金融サービス市場法	株式会社。個人・法人向けに預金・貸付やファンド、保険等の販売サービスを提供する。
住宅金融組合 (building societies)	42	1986年住宅金融組合法	組合員の住宅建築資金融資のための預金受入を行う組合組織。組合員向けに住宅建築資金の積み立て・融資を目的とする組合であったが、現在は株式会社化も可能となっており、銀行並みのプロダクト・ラインナップを提供。
信用組合 (credit unions)	385	1979年信用組合法 2014年協働組合法	組合員のための預金受入と融資を行う法人格を有する協同組合組織。銀行へのアクセスが困難な人々に基本的な金融サービスを提供する。規制当局が営業範囲を限定したため、小規模の組合が多い。

(注) 機関数は、健全性監督機構（PRA）の規制対象となっている金融機関のみ。銀行、住宅金融組合、信用組合は 2024 年 1 月 1 日時点。銀行は、第 3 国金融機関の在英支店を含む。住宅金融組合及び信用組合は PRA に登録をしているが、現在活動を停止している信用組合は除外。

(出所) PRA, “Which firms does the PRA regulate?”（閲覧日：2024 年 2 月 1 日）
<https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/authorisations/which-firms-does-the-pra-regulate>

(2) 銀行（banks）

英国立統計局によれば、英国の金融機関の金融資産規模は約 28 兆ポンドあり、これは英国の名目 GDP の約 11 倍にあたる（2022 年 12 月末）¹。このうち、中央銀行と預金取扱金融機関の金融資産残高は約 15 兆ポンドで、50%超のシェアを占める。

銀行の中では HSBC ホールディングス（HSBC Holdings plc）、バークレイズ

¹ UK National Accounts, The Blue Book: 2023（2024 年 2 月 1 日閲覧）
<https://www.ons.gov.uk/economy/grossdomesticproductgdp/compendium/unitedkingdomnationalaccountsthebluebook/2023>

(Barclays plc)、ロイズ・バンキング・グループ (Lloyds Banking Group plc)、ナットウエスト・グループ (NatWest Group plc、旧ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ) が総資産ベースで 4 大銀行と称されている。4 大銀行の総資産は、外国金融機関を含む全金融機関の総資産の約 2 割を占める。

銀行は、通常、株式会社形態を取っている。預金口座や住宅ローン、クレジットカードの提供以外に、投資信託や保険の販売も可能である。証券子会社を通じた証券サービスの提供や、プライベートバンクやインターネット専門銀行を子会社方式で展開することも可能である。また、提携先の小売業の店舗を窓口として預金やクレジットカード、消費者信用サービスを提供する銀行もある。

図表 2: 英国における総資産上位行 (2022 年 12 月末、単位は億ポンド)

銀行名	総資産	預金残高
HSBC ホールディングス	29,665	15,703
パークレイズ	15,137	5,458
ロイズ・バンキング・グループ	8,904	4,782
スタンダード・チャータード・グループ	8,200	4,617
ナットウエスト・グループ	7,201	4,503
サンタンデールUK・グループ・ホールディングス	2,922	1,965
ネイションワイド・ビルディング・ソサエティ	2,719	1,871
コベントリー・ビルディング・ソサエティ	589	423
ヨークシャー・ビルディング・ソサエティ	588	420
TSB バンキング・グループ	494	363

(注) 各行の連結財務諸表に基づく。ネイションワイド・ビルディング・ソサエティは 2023 年 4 月時点。英国 4 大銀行の一つであったロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループが 2020 年にナットウエスト・グループに社名変更。

(出所) 各社財務報告書を基に作成

決済性の預金口座としては、小切手が振り出せる当座預金口座、預金口座からの即時引落しのためのデビットカードが使える基本銀行口座 (basic bank account) や、イスラム教徒のためのイスラム当座預金²がある。貯蓄商品には、通常の定期預金以外に、イングランド銀行 (Bank of England, BOE) の基準金利に連動した利子を付する預金口座がある。また、非課税の個人貯蓄口座 (Individual Savings Account, ISA) で運用される株式投信の販売も行われている。

(3) 住宅金融組合 (building societies)

1970 年頃まで英国における住宅金融は、国や政府系金融機関ではなく、民間の貯蓄金融機関である住宅金融組合がほぼ独占的に担ってきた。1986 年の金融ビッグバンを契機として商業銀行が住宅金融に進出すると共に、1986 年の住宅金融組合法改正によって住宅金融組合にも住宅ローン以外の業務取扱いが認められることになった。

² イスラムの教義に則った預金管理を行う口座。金利は付かないが、口座維持手数料もなく、ATM やインターネットバンキングが利用可能。

また、同改正は、それまで相互組織しか認められていなかった住宅金融組合の株式会社化（銀行化）を可能とし、1980年代後半（1989年にアビー・ナショナル住宅金融組合が銀行化したのが最初）から1990年代にかけて、大手住宅金融組合が銀行に転換したことで、相互組織としての住宅金融組合のシェアは大きく低下することとなった。

住宅金融組合協会（Building Societies Association）によると、同協会には、全国42の住宅金融組合と7信用組合が加盟している。総資産は約5,000億ポンド、住宅ローン残高約3,700億ポンドである。支店数は約1,300である（2023年3月）³。

(4)信用組合（credit unions）

信用組合は、「1979年信用組合法」（Credit Unions Act 1979）にて定義され、「2014年協働組合法」（Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014）を根拠法として設立されている。信用組合は英国におけるリテール金融機関としての役割を果たしている一方、大手銀行を中心とする銀行の寡占市場となっている英国において、総資産は約43億ポンド（2021年度末）、金融機関の資産全体に占めるシェアは0.1%未満にとどまっている。主要な業界団体としては、英国信用組合協会（Association of British Credit Unions Limited, ABCUL）がある。

①組織の概要と経営状況

信用組合は、組合員による経営・運営が行われており、組合員の中から無給で経営に従事する理事が選任されている。信用組合によっては職員がボランティアで運営している場合もある。信用組合への加盟は、特定地域での居住や就業、特定組織に属しているかなど「共通の絆（common bond）」と呼ばれる基準を有することで可能となり、預金残高の大小にかかわらず、1組合員が1議決権を有している⁴。そもそも信用組合は金融排除の問題に対処するために設立された経緯があり、英国においては1960年代に、カリブ海の植民地の国々やアイルランドからの移民を対象に生まれた仕組みであった。そのため、現在でも信用組合の組合員の多くは、社会的に不利な立場にある人々であるとされている。

信用組合の規模は様々であり、組合員数が200人程度の小規模な信用組合がある一方、グラスゴー信用組合のように組合員数が50,000人を超える規模のものもある。信用組合における主な「共通の絆」は地域や職域等であり、4分の3の信用組合は地域を基礎として組織されている。例えば、信用組合の多いグラスゴーには35の信用組合が存在し、人口の20%以上が信用組合の組合員になっている。グラスゴー全体を商圈としている信用組合もあれば、グラスゴーの特定の住宅街のみを商圈としている信用組合もあり、信用組合の多様性がうかがえる。

②社会的役割と政府の関与

英国の信用組合は、一定地域の住民や企業が金融サービスから排除されている問題

³ Building Society Association ウェブサイト <https://www.bsa.org.uk/about-us>（閲覧日：2023年9月26日）

⁴ FCA ウェブサイト <https://www.fca.org.uk/firms/credit-unions/authorisation-credit-unions>（閲覧日：2023年9月26日）

を解決する観点から、その発展や役割の拡大が期待されている。国や地方自治体からの支援も行なわれており、税制上の優遇や補助金による助成が行なわれてきた。こうした助成策等を背景に、信用組合の数は1980年以降急増し、さらに1990年代後半に入ってブレア政権が金融排除問題に取り組むようになると、信用組合に対する注目度は高まった。

イングランド銀行によれば、信用組合の数自体は減少傾向にあるものの、組合員数は増加している。2013年に約166万人であった組合員数は2022年には約214万人まで増加した⁵。地域別には、43.2%がイングランド、34.0%が北アイルランド、19.4%がスコットランド、3.5%がウェールズとなっている（2023年7月末時点）。

補助金以外の政府支援としては、金融排除があるとされてきた地域で、労働・年金省が企業の成長を支援する融資促進のために、成長ファンド（The Growth Fund）と称する資金と運営費を2004年から2010年までの期間、これらの地域で活動する信用組合に対して提供した例がある。

現在も政府は、信用組合を低所得者層に融資を行うための金融インフラと位置づけ、支援を続けているが、政府に補助金等を通じた支援を永続する意図はないと考えられている。なお、信用組合は法人税の面においても優遇されており、貸出を通じた収益に関しては非課税措置が取られている。

③信用組合の経営実態

信用組合が取り扱っている主な金融商品は、①affordable credit（低金利の個人ローンで2012年からは事業目的でも活用可能になった）、②safe savings（預金保険の対象となる預金）、③保険（生命保険、住居保険、自動車保険、旅行保険など）、④住宅ローン（大規模な信用組合のみ。信用調査会社等を活用して審査を実施）、⑤貯蓄口座等（Cash ISA, Children's Savings, Christmas Accounts）等である。

イングランド銀行によれば、信用組合全体で45.4億ポンドの総資産、38.3億ポンドの預金と19.3億ポンドの貸出残高がある（2022年12月末時点）⁶。大手の信用組合によっては、デビットカードの発行や公共料金の電子的な支払手段の提供を行なっている。

なお、信用組合が提供しているローンは、「共通の絆」を前提として、個人の信用力に着目した審査が行われており、クレジットスコアリングのような手法はほとんど見られない。それは、職域を「共通の絆」としている信用組合であれば、利用者の給与振込とその他出入金の状況から資金の流れをつかんでおり、十分な審査が可能となっているためである。

(5) 国民貯蓄投資機構（National Savings and Investments, NS&I）

国民貯蓄投資機構（NS&I）は英国最大の貯蓄機関で、約2,400万人の顧客から預かった資金を政府債等で運用している。運用総額は2,180億ポンド（2023年3月末）⁷。NS&Iは1861年に設立された郵便貯蓄銀行（Post Office Savings Bank）を母体とし

⁵ Bank of England, Credit union Annual statistics – 2022
<https://www.bankofengland.co.uk/statistics/credit-union/2022/2022>

⁶ Bank of England, Credit union Annual statistics – 2022
<https://www.bankofengland.co.uk/statistics/credit-union/2022/2022>

⁷ NS&I “Annual Report and Account, Product Accounts 2022-23” p.5

ており、1969年の郵政省公社化に伴い、郵便貯蓄銀行の管轄が財務省外局の国民貯蓄庁（Department for National Savings）に移管され、国民貯蓄銀行（National Savings）と改称された。その後、2002年の機構改革によって名称がNS&Iと変更された。

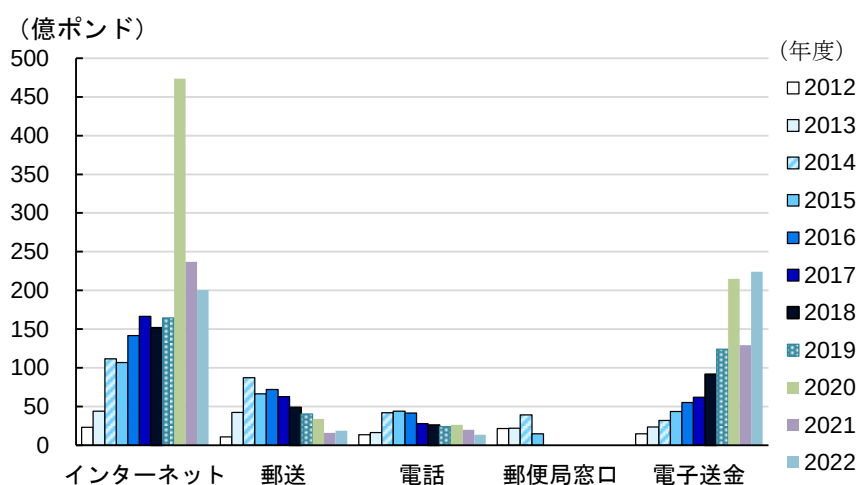
NS&I が提供している商品は、ISA や貯蓄口座の他、各種の貯蓄債券である。預金は 100%保証される仕組みとなっている。貯蓄債券には、プレミアム・ボンドがある。プレミアム・ボンドは、英国国債の金利部分が当せん金として購入者に再分配される仕組みで、購入者は金利を受け取れない代わりに、抽選で最大 100 万ポンドの当せん金を受け取る権利を得る。

図表 3: NS&I における商品別販売残高（2023 年 3 月末、単位は億ポンド）

プレミアム・ボンド	1,232.7
変動金利商品	585.9
ISA	44.6
ジュニア ISA	3.4
ダイレクト・セーバー	315.1
インカムボンド	200.0
インベストメント・アカウント	22.8
固定金利商品	347.9
チルドレンズ・ボンド	0.0
セービングス・サーティフィケート	224.9
ギャランティード・ボンド	122.9
その他	16.1
合 計	2,182.6

（出所）NS&I “Annual Report and Accounts, Product Accounts 2022-23” p.109 を基に作成
<https://nsandi-corporate.com/performance/annual-reports>

図表 4: NS&I におけるチャネル別販売額の推移



（注）郵送（Post Office）とは、郵便局設置の郵送用申込書による販売。

（出所）NS&I “Annual Report and Accounts, Product Accounts 2018-19” p.30

“同 2019-20” p.22、“同 2020-21” p.19、“同 2021-22” p.23、“同 2022-23” p.26 を基に作成

NS&I は独自の店舗網を持たないため、電話やデジタルチャネルによる直販のほか、以前は郵便局の窓口を通じた委託販売を主な販売チャネルとしていた。しかし、デジタルチャネルを通じた直販主体に切り替える方針を打ち出し、2015 年 8 月以降は郵便局への委託販売を取りやめている⁸。なお、2020-2021 年度は新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う政府の資金調達需要を受けて、1 年間で 383 億ポンドと歴史的な規模の政府債を販売したことから、販売額が急増している⁹。

2. 監督官庁と指導体制

(1) 2000 年金融サービス市場法の成立

英国は全ての規制領域について成文法が存在している訳ではなく、コモン・ローの法体系に属している。業規制についても自主規制や紳士協定が伝統的に尊重されてきた国である。このような伝統は金融規制においても例外ではなく、英国ではシティにおける自主規制や紳士協定が重要な役割を果たしてきた。証券規制の領域では、金融ビッグバンの一環として、「1986 年金融サービス法」(Financial Services Act 1986)が制定されたものの、同法の施行以降も「2000 年金融サービス市場法」(Financial Services and Markets Act 2000, FSMA)が施行されるまでは、自主規制の伝統が巧みに維持されてきた。

2000 年金融サービス市場法成立の背景には、1990 年代の英国における金融コングロマリット形成による金融サービスの拡大と、1992 年に署名された欧州連合 (EU) 条約 (Treaty on European Union)¹⁰によって「内部国境の無い地域の創造、経済及び社会の結束の強化、経済及び通貨の連合の設立、究極的には本条約の規定に従い統一通貨の実現を通じて、調和的で持続可能な経済社会の発展を推進すること」¹¹が掲げられたことなどを契機とした単一市場形成に向けた動きが加速する中、英国においても EU 指令への対応の必要が生じたことや、EU 域内外の金融機関が英国内で活動する機会が増えてきたこと等の事情がある。更に、グローバル化が進み、1986 年金融サービス法及び自主規制の限界が議論される中、金融不祥事が続発したことで金融監督のあり方が問われることとなった。

1997 年に政権についた労働党ブレア政権は、政権発足後直ちに、金融規制体制の改革に着手した。同年 10 月には単一規制機関である金融サービス機構 (Financial Services Authority, FSA) が発足し、2000 年 6 月には規制体系の整備を目的として 2000 年金融サービス市場法が成立した。2000 年金融サービス市場法は、これまで業界毎の自主規制に委ねられてきた監督・規制の一元化が大きな目的の一つとして制定され、銀行、証券、保険等を含む広い業務・商品を規制の対象としている¹²。

一連の規制体制の改革により、金融市場の規制体制の整備や法制化を担当する財務省 (HM Treasury) と、その枠組みの下で金融機関の監督や規制を担当する FSA、金融システム全体の安定に責任を負うイングランド銀行 (BOE) の 3 機関で責務を分担

⁸ NS&I “Annual Report and Accounts and Product Accounts 2018-19” p.30
https://nsandi-corporate.com/sites/default/files/2019-06/332340_Annual_Report_2019_Web_200619_o.pdf
郵便局窓口での取扱いが 2015 年 7 月 31 日をもって終了。(閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

⁹ NS&I “Annual Report and Accounts, Product Accounts 2020-21” p.5

¹⁰ Official Journal C 191 of 29 July 1992.

¹¹ Treaty on European Union, Article B.

¹² FSMA §22, FSMA Schedule 2 Part 1.

する三元金融監督体制（Tripartite System）が構築された。

しかし、2007年のノーザン・ロック銀行での取り付け事案・国有化や、2008年の金融危機を経て、この三元金融監督体制では危機を予見・防止できなかったことや、危機に対し、どの機関も明確なリーダーシップを発揮できなかったこと等に対する批判が集まった。2010年4月に「2010年金融サービス法」（Financial Services Act 2010）が制定されたが、同法は、全体で27条しか存在しない法律であり、これまでの体制を劇的に変える性質の法律ではなかった。このため、2010年5月に成立した保守党・自由民主党連立内閣は、新たな金融規制体制を構築することとなった。

（2）ツインピークス・モデルの構築

2013年4月1日、英国の新たな金融規制体制の構築等を目的とする2012年金融サービス法（Financial Services Act 2012）が施行された。従来の三元金融監督体制は廃止され、健全性などを規制監督する機関と、消費者保護に関する行為規制などを行う機関を分けて設置する「ツインピークス・モデル」が採用された。

金融規制体制の見直しは、2010年5月の総選挙で労働党から保守党・自由民主党へと政権交代した後、ジョージ・オズボーン財務大臣によって発表された。2000年金融サービス・市場法を改正する形で、2012年金融サービス法が成立し、以下に述べる新たな規制機関の創設を含む金融規制体制が定められた。労働党政権下で発足したFSAは、その機能を新たな機関に移行することになり廃止された。

2012年金融サービス法に基づき、金融安定政策委員会（Financial Policy Committee, FPC）、健全性監督機構（Prudential Regulation Authority, PRA）、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority, FCA）の3機関が設置された。PRAとFCAの機能の大部分は、FSAから引き継いだものである。3機関の機能については、以下の通りである。

①金融安定政策委員会（Financial Policy Committee, FPC）

FPCは、マクロ・プルーデンス（健全性）政策を担当し、BOEの一機関として設置された。その責務は、金融システムの強靱性を保護、強化するという観点から金融システムリスクを特定、監視し、除去又は減じるための措置を取ることとされている¹³。二次的な目的として、政府の経済政策を補助することにも含まれる。

FPCは、BOE総裁（1名）、同副総裁（4名）、金融安定・リスク担当理事（1名）、外部委員（5名）、FCA長官（1名）、財務省からの委員（1名、投票権は無し）の13名で構成される。FPCは、基本的に年4回開催され、年に2度、金融安定報告書を発表することが義務付けられている。

FPCは、PRAおよびFCAに指示または勧告する権限を持つ。PRAまたはFCAに指示を出す政策ツールとしては、カウンター・シクリカル・バッファの設置、セクター別の資本規制の設置、レバレッジ比率の設置、住宅に関するLTV（Loan to value）比率やDTI（debt to income）比率の上限設置、賃貸用住宅に関するインタレスト・カバレッジ・レシオの上限設置などが含まれる。

¹³ BOE ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/financial-stability>（閲覧日：2023年9月26日）

②健全性監督機構（Prudential Regulation Authority, PRA）

PRA は、個別金融機関に関する規制を定め、健全性を監督するミクロ・プルーデンス政策を担当している。PRA は当初 BOE の子会社として設置されたが、2017 年 3 月 1 日より BOE 内に吸収された¹⁴。

監督対象となるのは健全性の観点から重要な機関とされる、銀行、住宅金融組合、信用組合、保険会社、一部の投資会社など約 1,500 の金融機関である。これらの金融機関は、PRA 認可機関と称される。PRA の目的は、PRA 認可機関の安全性と健全性を促進すること、保険契約者に対する適度な保護を確保することとされている。二次的な目的として、企業間の実効的な競争を促すことも含まれる。

PRA は、PRA 認可機関への日常的な規制・監督の業務について、BOE 及び FPC からは独立して実施できる。PRA 認可機関は、健全性については PRA に監督され、金融行為については FCA に監督されることから、「2 重に統制される機関（dual-regulated firms）」とも称される。

PRA の意思決定は健全性監督委員会（Prudential Regulation Committee, PRC）によって行われる。PRC は、BOE 総裁（1 名）、同副総裁（3 名）、財務相承認を経て BOE 総裁が任命する外部委員（最低 6 名）、FCA 長官（1 名）、財務相任命の外部委員（1 名）により構成される¹⁵。

③金融行為規制機構（Financial Conduct Authority, FCA）

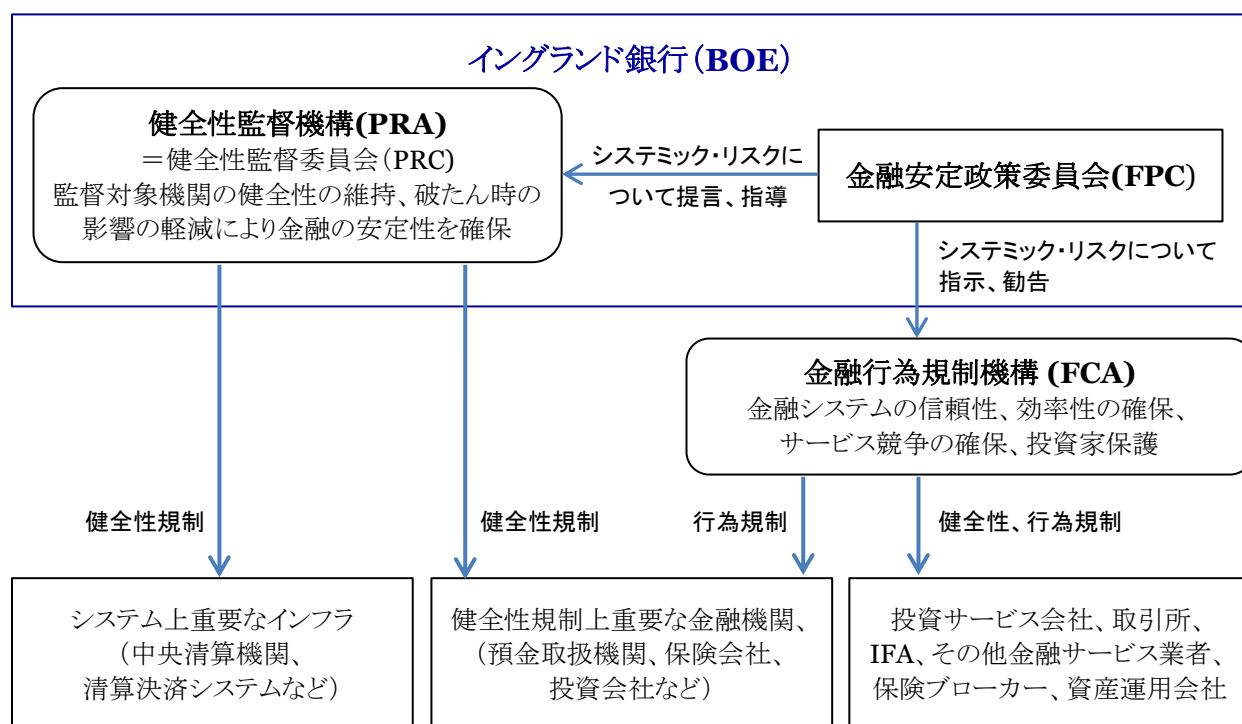
FCA は、健全な市場機能維持に資する被規制業者の業務行為規制を担うと同時に、PRA 認可機関以外の金融機関における健全性の監督を担当する。FCA によれば、金融行為規制の対象は約 50,000 機関、健全性監督の対象は約 46,000 機関である。FCA は、FSA の法人格を引き継ぐ法的後継機関でもある。FCA の目的としては、消費者保護、金融システムの整合性の保護と改善、消費者の視点に立った競争促進の 3 点が挙げられる¹⁶。

¹⁴ 2016 年イングランド銀行及び金融サービス法の施行によるもの。

¹⁵ PRA “TERMS OF REFERENCE FOR THE PRUDENTIAL REGULATION COMMITTEE Revised with effect from 19 May 2021”

¹⁶ FCA ウェブサイト。https://www.fca.org.uk/about/the-fca（2023 年 7 月 25 日閲覧）

図表 5: 新金融監督体制（2017 年 3 月以降）



（出所）英国財務省資料を基に作成

3. 英国の金融制度の特徴

英国の金融制度の特徴の一つとして、金融システムの安定を目指すプルーデンス政策において、金融システム全体の健全性を分析・評価するマクロ・プルーデンス政策と、個々の金融機関の健全性を確保するミクロ・プルーデンス政策が、ともに中央銀行であるイングランド銀行内で行われている点が挙げられる。

この点、従来の FSA、財務省、イングランド銀行による三元金融監督体制と比較して、イングランド銀行の監督上の権限が強まったように見える。但し、イングランド銀行内に FPC と PRA が設置されてマクロ、ミクロ両面からのプルーデンス政策を担当することが、必ずしもイングランド銀行の権限強化を意味する訳では無いとの指摘もある（小林（2013））¹⁷。

第二の特徴として、リテール預金を扱う銀行を他の業務から独立したエンティティとして切り離す「リテール・リングフェンス（retail ring fence）」が一部の大手行を対象に実施されている点が挙げられる。これは、金融危機の再発防止と最終的な納税者負担の回避を目的とするもので、ジョン・ヴィッカーズ卿を委員長とする独立銀行委員会（Independent Commission on Banking, ICB）が政府より委託を受けて検討し、

¹⁷ 小林襄治（2013）、「英国の新金融監督体制とマクロプルーデンス政策手段」、証券経済研究第 82 号、2013 年 6 月、http://www.jsri.or.jp/publish/research/pdf/82/82_o2.pdf 小林によれば、FPC や PRA の設置を規定する 2012 年金融サービス法に依れば、財務省は FPC や PRA に対する財務省の役割が明示され、同省ないし政府のイングランド銀行や規制機関に対する監督権限が強まっている。

2011 年 9 月 12 日に発表した最終報告書¹⁸を端に発した動きである。

ICB による最終報告書を受けて、財務省により ICB の提言を法制化する作業が進められた。2012 年 6 月にはコンサルテーションペーパーが公表された。コンサルテーションペーパーでは、①リングフェンスにかかわる規制の対象から住宅金融組合が除外され、銀行のみがその対象となること、②銀行についても預入額が 250 億ポンド未満の場合には当該規制の適用を除外することとされ、ICB の最終報告書よりも適用範囲を限定する内容となった。リングフェンスに関する ICB の提言内容は、2013 年 2 月、銀行改革法案（Banking Reform Bill）として下院に提出され、2013 年 12 月 18 日に上院で可決された¹⁹。

2019 年 1 月 1 日から、対象となった大手 5 行（HSBC ホールディングス、バークレイズ、ロイズ・バンキング・グループ、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ（現ナットウエスト・グループ）、サンタンデール UK・グループ・ホールディングス）では、リテール業務に特化した銀行と、それ以外のリスクの高い業務を行う銀行が分離された。2023 年 1 月現在、これら 5 行に TSB、バージン・マネーUK の 2 行を加えた計 7 行がリングフェンス規制の対象となっている²⁰。

金融危機の再発防止と最終的な納税者負担の回避を目的として制度設計されたリングフェンス規制ではあるが、コスト増に加えて金融機関のリスク分散を妨げ、国際的な競争力を下げてしまうのではないかとといった指摘や、英経済の動向次第で業績が大きく影響を受けてしまうといった指摘がある²¹。

4. 預金保険制度の枠組み

英国の預金保険制度は 1982 年に開始され、現在の預金保険機関である「金融サービス補償機構」（Financial Services Compensation Scheme, FSCS）は、当時の金融サービス機構（FSA）の認可を受けて 2001 年 12 月から補償スキームの提供を始めた。この補償スキームは、銀行のみならず、証券・保険業などを含む全金融機関を対象としており、より包括的な預金者保護のスキームとなっている。また、金融機関の破綻処理は担わず、対象金融機関からの保険料徴収や、預金者への支払いのみを行っている。

従来の預金保険制度においては、2,000 ポンドまでが全額保護され、これを超える部分については 35,000 ポンドまでについて 90%を保護するという仕組みであったが、2007 年 10 月にこの仕組みを撤廃し、一律 35,000 ポンドまでが保護の対象とされた。2008 年 10 月には限度額が 50,000 ポンドに引き上げられたが、欧州連合（EU）指令の改正によって EU 加盟国に 100,000 ユーロの預金保険の設定が義務付けられたことから、2010 年 10 月には 85,000 ポンドまで限度額が引き上げられた（適用は 2010 年 12 月 31 日から）。限度額は 5 年毎に見直されることになっている。ユーロでの限度

¹⁸ ICB(2011), “Final Report Recommendations” <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20131003105424/https://hmt-sanctions.s3.amazonaws.com/icb%20final%20report/icb%2520final%2520report%5B1%5D.pdf>

小立敬（2011）、「リテール・リングフェンス、PLAC による英国銀行改革-独立銀行委員会の最終報告書-」、野村資本市場研究所、野村資本市場クォーターリー2011 年秋号

¹⁹ 英議会ウェブサイト（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

<http://services.parliament.uk/bills/2013-14/financialservicesbankingreform/stages.html>

²⁰ BOE ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/authorisations/which-firms-does-the-pra-regulate/2023/ring-fenced-bodies-list-1-january-2023.pdf>

²¹ Financial Times(2019), “Ringfencing rules could leave British banks at a disadvantage”, <https://www.ft.com/content/489798c4-odb6-11e9-a3aa-118c761d2745>

額に変更は無いが、ポンドがユーロに対して上昇したことから、2015 年 7 月に PRA は、2016 年 1 月 1 日より限度額を 75,000 ポンドに引き下げるとを公表した。ところが、2016 年 6 月に行われた EU からの離脱（Brexit）の是非を問う国民投票で離脱が選択されて以降、逆にポンドが下落したため、2017 年 1 月 30 日より限度額は 85,000 ポンドに戻されている²²。

²² FSCS ウェブサイト <https://www.fscs.org.uk/what-we-cover/compensation-limits/deposit-limits/>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

第2章 郵便貯金の概要

1. 設立目的・沿革概要

現在英国の郵便事業は、郵便集配を行なうロイヤル・メール（Royal Mail Plc）と、郵便局を運営する郵便局会社（Post Office Limited）に分社化されている。このうち郵便局会社は、民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスを窓口で販売する代理店として機能している。現在の英国においては、いわゆる「郵便貯金銀行」は存在しておらず、郵便局は直接的に郵便貯金の勘定を持っていない。また、郵便局は独自のリテール金融商品を取り扱っていない。

1861年9月の1861年郵便貯蓄銀行法（Post Office Savings Bank Act 1861）に基づいて設立された郵便貯蓄銀行では、郵便貯金を取り扱われていた。当初、郵便貯蓄銀行は郵政省（General Post Office）によって管轄されていたが、1969年に郵政省が公社化されたことに伴い、郵便貯蓄銀行の管轄は財務省の外局の国民貯蓄庁に移管され、国民貯蓄銀行（National Savings）と改称された。その後、国民貯蓄銀行は、2002年の機構改革によって名称がNS&Iと変更された²³。

一方、郵政省は公社化する前年の1968年に郵便振替業務を行なうナショナル・ジャイロ（National Giro）を設立しており、公社化後もナショナル・ジャイロを通じて、郵便局において貯金や郵便振替のサービスが提供されることとなった。ナショナル・ジャイロは、1978年に郵便振替銀行（National Girobank）と改称され、英国における「郵便貯金銀行」として認知されることとなった。しかし、1981年の郵便公社と電気通信公社の設立を契機とした郵政改革の流れの中で、郵便振替銀行は1990年にアライアンス・アンド・レスター（Alliance & Leicester）住宅金融組合に売却される形で民営化された。これによって既に触れた公的貯蓄金融機関であるNS&Iは存在するものの、「郵便貯金銀行」と呼べる機関は姿を消すこととなった。

現在の郵便局は金融機関には区分されておらず、2011年郵便法（Postal Services Act 2011）が適用されるのみとなっている。

2. 経営形態

(1) ロイヤルメールの上場民営化

郵便局会社は、2012年4月以前は、郵便集配事業を行なうロイヤルメール・グループ（Royal Mail Group Limited, RMG）の傘下企業として、郵便窓口業務を行っていた。また、当時のRMGは、政府が全額出資するロイヤルメール・ホールディングス（Royal Mail Holdings plc, RMH）の完全子会社という関係になっていた。

しかし、2012年4月の組織再編によって、郵便集配事業を担当するRMGと、郵便局の運営を行なう郵便局会社が、それぞれRMHの完全子会社として並列関係になり、業務においてはRMGと郵便局会社の間で10年間の協働契約が2012年1月に締結されている。なお、協働契約は2021年3月に更新が行われ、2032年まで延長されている²⁴。

²³ NS&I 公式 Web サイト <https://nsandi-corporate.com/news-research/news/national-savings-reflects-transformation-new-name-and-corporate-identity>

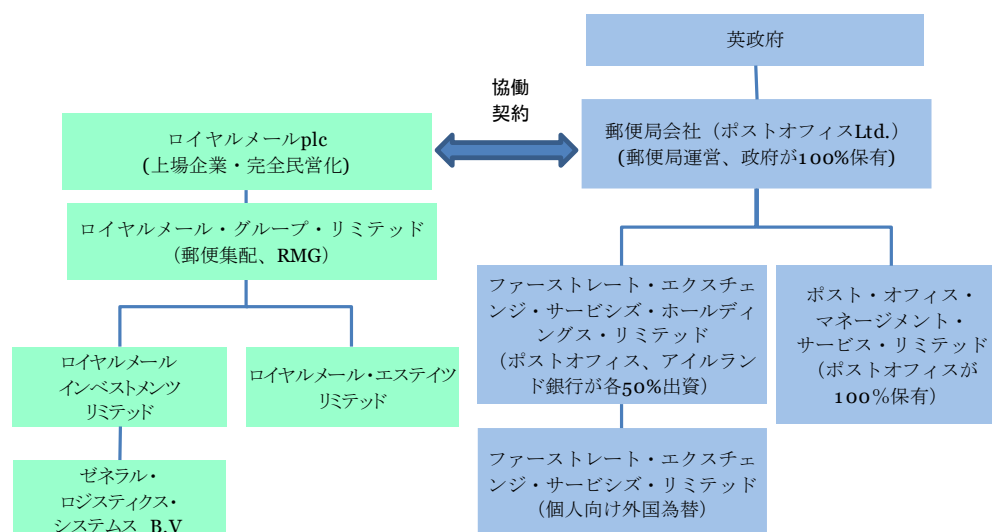
²⁴ ロイヤルメール Web サイト <https://www.royalmailgroup.com/en/press-centre/press-releases/royal-mail-group/royal->

RMG と郵便局会社の並列化は、RMG の民営化を先に見据えたものであった。2013 年 10 月には、RMH をポータル・サービスズ・ホールディング・カンパニー（PSH）に改称するとともに、PSH が 100%の株式を保有するロイヤル・メール（Royal Mail plc）を設立、RMG をさらにその傘下の 100%子会社とした。PSH はロイヤルメール plc の株式 10%を従業員に売却した上で、同社株式のロンドン証券取引所上場と同時に 60%の株式を売却。これによって PSH のロイヤルメール plc に対する持ち株比率は 30%まで低下し、ロイヤルメール plc の民営化上場が実現した。

政府は、上場時の目論見書²⁵において同社株の追加放出を示唆し、2015 年 6 月 4 日には全株を売却する計画を発表²⁶、同 11 日に 15%分の売却を完了²⁷、同年 10 月には全株を売却し、完全民営化を達成した。政府のプレスリリースによると、法律及び同社の監督官庁である情報通信庁（Ofcom）²⁸が同社にユニバーサルサービスを義務付けていることから、同社株式を保有する理由がなくなったとしている。完全民営化時の株主構成は、従業員が 11%（政府がさらに 1%無償供与）、民間 89%となった。

ロイヤルメールの完全民営化の後、PSH は 2017 年 6 月に自主清算され、郵便局会社を政府が直接保有する形態となった。

図表 6: ロイヤルメール、ポストオフィスの組織図（民営化後、2017 年 6 月以降）



（出所）Post Office Limited, Annual Report & Financial Statements 2016-2017, 同 2019-2020, Royal Mail Group Factsheet, Corporate and financial information 2012-13 などを基に作成

ロイヤルメールの上場民営化は、1990 年代の鉄道事業ブリティッシュ・レールを分割民営化して以来のロンドン市場における大型上場民営化案件であった。公開価格

mail-and-post-office-limited-agree-new-long-term-commercial-agreement/（2020 年 12 月 17 日）

²⁵ Royal Mail plc Prospectus, 27 September 2013, p119 http://data.parliament.uk/DepositedPapers/Files/DEP2013-1579/Royal_Mail_-_Full_Prospectus_soft_copy_version_only.pdf

²⁶ 2015 年 6 月 4 日付政府プレスリリース www.gov.uk/government/news/chancellor-announces-4-billion-of-measures-to-bring-down-debt

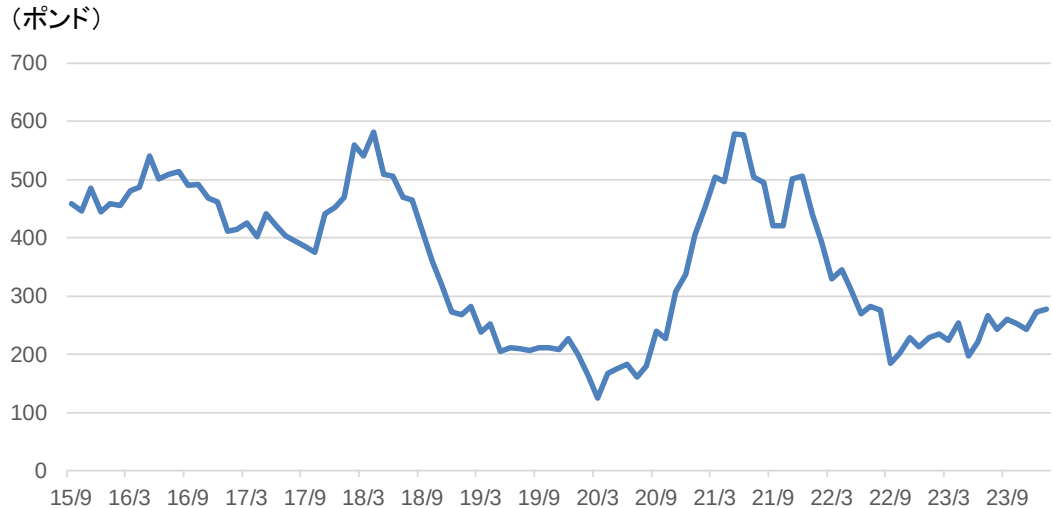
²⁷ 2015 年 6 月 11 日付政府プレスリリース www.gov.uk/government/news/government-sells-15-of-shares-in-royal-mail-at-50p-per-share

²⁸ 2011 年郵便法によって、2011 年 10 月にロイヤルメール・グループを所管する規制機関が Postcomm から、情報通信産業に係る公正取引・競争政策を所管してきた情報通信庁（Ofcom）に移管されている。

(330 ポンド/株) で算出した上場時の時価総額は 33 億ポンドであった (2013 年 10 月 11 日)。

2022 年 10 月にはロイヤルメールはインターナショナル・ディストリビューション・サービス (IDS) に改称された。

図表 7: IDS (旧ロイヤルメール) の株価推移



(出所) London Stock Exchange

(2) 郵便局の経営形態

①郵便局会社 (Post office Limited) の動向

2011 年 6 月に、ロイヤルメール・グループ会社の財政危機を克服するために、郵便法が改正され、新たに 2011 年郵便法が成立した。この内容には、規制体の変更も含まれるが、大きな改正は、ロイヤルメール・グループの株式を民間に放出 (89%を民間に、11%をロイヤルメール職員に) することであった。一方、注目に値するのは、郵便局の相互組織化 (郵便局経営を地域の利用者、郵便局長、職員等からなる組織に任せる: mutualisation) の可能性を確保した点である²⁹。相互組織化のメリットの一つとしては、赤字から脱却できない場合や後継者探しにより経営が行き詰まっている場合に、相互扶助の観点から地元コミュニティが救済することで郵便局を新たな形態で残すことができる点が挙げられる。

②郵便局の相互組織化 (mutualisation) をめぐる市中協議 (2016 年)

ロイヤルメール・グループの民営化プロセスとは異なり、郵便局については、その社会的意義に鑑みて、公益性を維持する組織として政府が 100%株式を保有することとなった。また、政府は郵便局ネットワークをこれ以上減少させずに現状を維持することとした。その背景には、前政権が主導する形で過去数年間、郵便局の閉鎖が進め

²⁹ Legislation Gov UK, “Postal Services Act 2011”, www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/5/contents

られたことが、厳しい世論の批判に晒された経緯がある。

政府が保有する株式を実際に所管し、関係する施策を検討しているのがビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy and Industrial Strategy, BEIS）³⁰であり、相互組織化についても同省が議論を主導している。

2016 年 11 月、BEIS は、郵便局の将来ネットワークに関する市中協議書（consultation）を発表し³¹、同年 11 月から 12 月にかけて約 3.1 万人から意見聴取がなされた。市中協議書の反応を受けて、2017 年 12 月に BEIS は政府としての対応を発表し、2018 年 4 月以降、3 年間で 3 億 7,000 万ポンドの補助金供与を行うこととした³²。

市中協議の結果、ユニバーサルサービスを提供する郵便局については、現状を維持すべきとの回答が多数を占めた。また、金融サービスについては、現在の銀行預金サービスへのアクセスのみならず、信用組合口座に対するアクセスも行うべきであるといった意見が寄せられた。同時に提供するサービスについても、その取り扱い対象を拡大してほしいといった意見が寄せられた。

郵便局の相互組織化については、回答者からは地域が郵便局の運営により大きな役割を演じることにについて、前向きな意見が見られた。同時に報告書の中では、相互化実現の前提条件として、各郵便局に商業的な持続性が必要との見解が述べられた。

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

郵便局の総数は、11,684 局（2023 年 3 月末）³³である。郵便局は契約形態により、「Crown post office branch」という郵便局会社の直営局と、「Agency post office branch」という委託局、「Outreach service」の 3 つの類型に分けられる。2023 年 3 月末時点のそれぞれの局数は下表の通りである。なお、「Crown post office branch」は、WH スミス社などのフランチャイジーによる代替が進み、1982 年の 1,573 局から 117 局まで減少した。

図表 8: 種類別郵便局数（2023 年 3 月末）

種別	局数
直営局（Crown post office branch）	117
委託局（Agency post office branch）	9,411

³⁰ ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）はテリーザ・メイ首相が任命後 2016 年 7 月にビジネス・イノベーション・技能省（Department for Business Innovation & Skills, BIS）とエネルギー・気候変動省（Department of Energy and Climate Change, DECC）を統合して新たに設立された。

³¹ BEIS(2016), “2016 Post Office Network Consultation”, November 2016, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/566186/beis-16-36-post-office-network-consultation.pdf

³² BEIS (2017) “Government Response to the 2016 Post Office Network Consultation”, December 2017 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/669464/6.3861_BEIS_government_response_Post_office_Consultation_2016.pdf

³³ House of Commons Library “Post office numbers” 24 February 2024 <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02585/SN02585.pdf>

アウトリーチサービス (Outreach branch)	1,924
ドロップ&コレクト (Drop & collect branch)	232

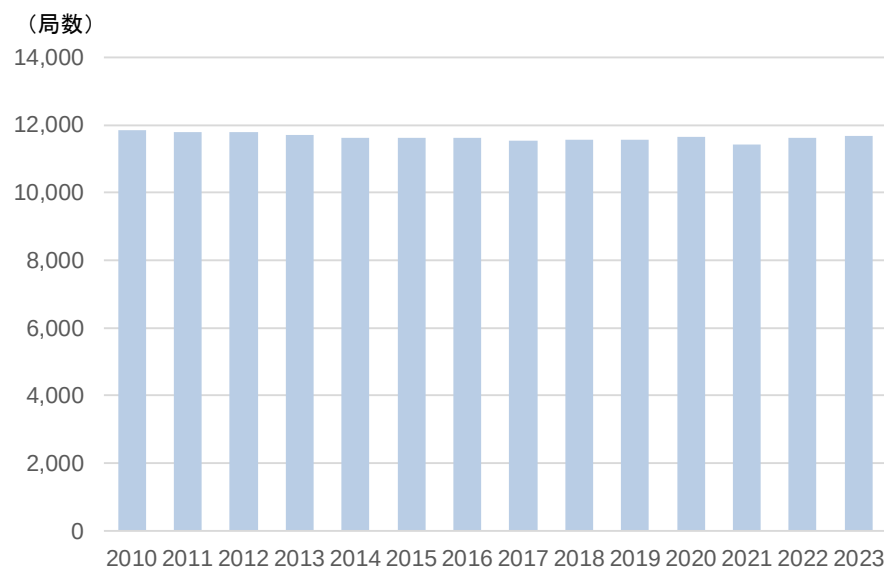
(出所) House of Commons Library “Post office numbers” 24 February 2024

委託局には、準郵便局長 (sub-postmaster) によって運営されている民間受託郵便局と、フランチャイズ方式で独自に店舗等を持っているフランチャイズ郵便局 (大きなフランチャイジーとして生協や WH スミス社等) がある。「Outreach branch」は、移動店舗、特定の日時だけサービスを提供する地域のコミュニティセンターや喫茶店、提供サービスを限定している地元商店等を指す。「ドロップ&コレクト」は、小包と請求書の支払いサービスのみを取り扱う店舗であり、2022 年以降拡大している。

なお、郵便局の数としては最も多い民間受託郵便局を運営している準郵便局長は、独立した個人事業主である。郵便局と契約を結び、自己の小売店等を提供し、他の小売ビジネスの一部として郵便局業務を運営しており、郵便局から固定収入と取扱量に応じた収入 (平均で年 1 万ポンド程度) を得ている。

郵便局数自体は、1980 年代から 2000 年代後半にかけて減少傾向にあり 2008 年には 2,006 局もの減少を記録した。ただ、2010 年代以降は、政府はこれ以上の郵便局の削減は行わず、11,500 局以上の郵便局数を維持する方針に転換し³⁴、2021 年 10 月に公表された政府文書においても、引き続き、「郵便局会社は、11,500 局の維持を適切に行う」旨の記載が行われている³⁵。さらに、2021 年 4 月には、CEO の文書において、2025 年に向けて 12,000 局に増加させる方針を明らかにした³⁶。

図表 9: 郵便局数の推移



(出所) 郵便局株式会社 “Network Report 2015” P.7, “The Post Office Network Report 2020” P.6, House of Commons Library “Post office numbers”

³⁴ 2013 年 11 月 27 付政府プレスリリース

www.gov.uk/government/news/post-office-secures-additional-government-investment-to-complete-branch-modernisation

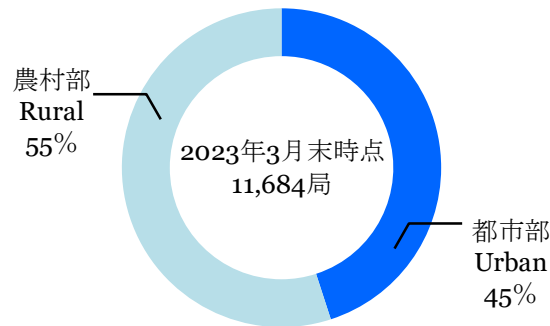
³⁵ House of Commons Library, 18 October 2021 “The Post office”

<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7550/CBP-7550.pdf>

³⁶ <https://corporate.postoffice.co.uk/media/48626/nick-read-post-office-future-past-and-present.pdf>

郵便局は農村部や都市貧困地域にも数多くの店舗網をもっており、総郵便局の53.8%が農村部、11.4%が都市貧困地域に設置されている（図表 10）。このように広範な郵便局ネットワークを維持するため、政府は郵便局に対して年間 5 億ポンドを上限として補助金を支給しており³⁷、2022～2025 年度には 5,000 万ポンドの補助金を支給する計画である³⁸。

図表 10: 郵便局数の地域別割合



（出所）House of Commons Library “Post office numbers”より作成

(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況

前述の通り、郵便局会社は、民間金融機関の貯蓄商品やリテール金融サービスを提供する代理店としての役割を果たしている。金融サービスは、窓口や ATM、電話、インターネット、職員等の営業チャネルを通じて提供されている。また、請求書に対する送金決済サービスは、郵便局会社が 2018 年に子会社化した Payzone Bill Payment Limited の決済サービスを店頭にて提供している³⁹。

なお、委託局における金融サービスの提供は、基本的に郵便局会社が策定したガイドラインに沿って行なわれており、基本的な部分では統一的なサービスが提供されている。もっとも直営局には、金融商品について具体的な説明ができる専門的なアドバイザーを配置している店舗がある一方、委託局の金融サービスに対する理解度は店によって差があるのが実態であり、申込用紙等の書類のみの提供にとどまっている店舗も多い。そのため、実際に全ての店舗において金融サービスの具体的な内容についての説明や相談を十分に受けられる訳ではない。

(3) 郵便局会社の経営状況

郵便局の 2022-24 年度の収入は 8.85 億ポンド（前期比 6.1%の増収）、0.5 億ポンドの営業赤字となった。

収入面では、小包のラベルや切手の売上減少、ロイヤルメールにおける労働争議やサイバー攻撃に伴う国際サービスの一時停止などの減収要因が見られたものの、銀

³⁷ “The Post Office Network Subsidy Scheme (Amendment) Order 2011” <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2011/98/made>

³⁸ Post Office News - April 2022 “Post Office subsidy confirmed at £50m a year until 2025”

<https://www.citizensadvice.org.uk/Global/CitizensAdvice/Post%20and%20Telecoms/Post%20office%20Newsletters/Post%20Office%20News%20-%20April%202022.pdf>

³⁹ Post Office Limited “Annual Report & Consolidated Financial Statements 2019/20”

行・ATM サービスや支払いサービスが増収となった。

収入面では、コロナ下での行動制限が緩和したことにより、郵便取扱量が減少した。一方、銀行・ATM サービスは預金収入が増加したことにより増収となった。金融サービスについては、住宅ローン収入が増加している。

図表 11: 郵便局会社の収入内訳の推移（2022-23 年度）

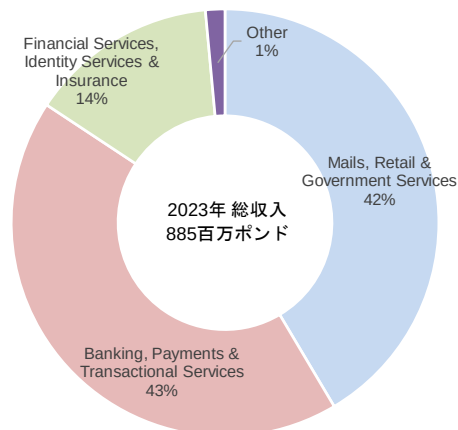
単位：百万ポンド

	2020	2021	2022	2023	2022-23 増減率
Revenue	807	815	834	885	6.1%
Mails, Retail & Government Services	415	445	411	367	-10.7%
Banking, Payments & Transactional Services	288	306	329	379	15.2%
Financial Services, Identity Services & Insurance	90	52	82	126	53.7%
Other	14	12	12	13	8.3%

（注）2020/21 年度のテレコム事業売却に伴いセグメントの見直しが行われており、2019 年度以前の数値は不明。

（出所）郵便局会社 “Annual Report and Consolidated Financial Statement 2022/23”

図表 12: 郵便局会社の収入内訳（2022-23 年度）



（注）政府補助金は含まれない。

（出所）郵便局会社 “Annual Report and Consolidated Financial Statement 2022/23”

コスト面では、郵便局 IT システムの欠陥等に対する準郵便局長からの集団訴訟を巡る費用が、前年度の 8,400 万ポンドから今年度 13,500 万ポンドへと増加する一方軽減したものの、依然としてコスト削減が課題となっており、営業赤字が続いている⁴⁰。

(4) 店舗・ATM 配置戦略

2021 年 4 月、郵便局の CEO である Nick Read 氏は、「2025 年における郵便局の

⁴⁰ Post Office Limited “Annual Report & Consolidated Financial Statements 2022/23” p.97

姿」に関するメディア向け文書を公表した⁴¹。郵便局が国内の全自治体に拠点を有する唯一の事業者であることに言及し、特に 2020 年以降のパンデミック期において、郵便局の各拠点は人々にとって不可欠なインフラとして機能していることを高く評価した。

同氏は今後も拠点網をさらに強化する方針であるが、その形態については、それぞれの地域におけるニーズを把握しながら、柔軟に検討するとしている。すなわち、郵便や金融など、フルラインナップのサービスを取り扱う郵便局（full-service post offices）を基本形態としつつも、例えばサービス内容を簡素化した拠点等も展開する考えである。これらの形態も含め、拠点数については 2020 年 3 月末時点の 11,638 カ所から 2025 年の 12,000 カ所にまで増加させる計画である。

ATM に関しては、郵便局の拠点到英国アイルランド銀行が所有・運営する ATM が計 2,000 台設置されていたが、2021 年末から 2022 年 3 月にかけて、全ての ATM は英国アイルランド銀行から郵便局へと移転され、その過程で約 600 台が閉鎖された⁴²。閉鎖対象は、利用頻度が低い ATM、もしくは近隣に他の代替手段（手数料無料の ATM や拠点）が存在する ATM であり、ATM が閉鎖された郵便局では、窓口において金融サービスを無料で提供する。加えて、郵便局は LINK ATM network⁴³に参加することも明らかにしており、他の参加機関の ATM も利用可能となる。

なお、郵便局は、2023 年半ばを目処として、残りの全ての ATM を、最新の技術と安全対策機能を搭載した新機器に置き換える計画である⁴⁴。

(5) DX の推進

郵便局は、他銀行の金融サービスを代理店として取り扱っている性質上、金融サービスに係る DX に直接的には関与していない。Nick Read CEO は、「全てがデジタル化の方向に向かう中、郵便局は文字通り、全ての人にとってローカルであり続ける」と述べており、デジタル化によって取り残される人への対応を重視しているとみられる⁴⁵。

他方、個人認証の DX を進める取り組みとして、郵便局は 2021 年 8 月、デジタル認証サービス大手の Yoti 社とともに、「Post Office EasyID」と呼ばれるスマートフォン・アプリの提供を開始した⁴⁶。ユーザーは、あらかじめアプリに個人情報を登録し、物理的な身分証明書の代わりに、アプリを個人 ID として利用することができる。例えば郵便局窓口での荷物受取時や、年齢確認が必要な宝くじを購入する場合、相手先の QR コードをスマートフォンで読み込み生体認証を行えば、必要最低限の個人情報（例えば生年月日そのものではなく「18 歳以上」との表示など）を示す画面が表示される。英国内の郵便局、Payzones を設置しているコンビニエンスストアやその他事

⁴¹ <https://www.onepostoffice.co.uk/media/48626/nick-read-post-office-future-past-and-present.pdf>（閲覧日：2023 年 7 月 25 日）

⁴² Post Office ウェブサイト <https://www.onepostoffice.co.uk/secure/latest-news/our-products/post-office-to-invest-in-free-to-use-atms/>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁴³ 英国内において現金への無料アクセスを維持することを目的として 2019 年 10 月に発足したイニシアティブ。2021 年 12 月時点で 35 機関が参加しており、各機関の ATM は相互に接続されている。<https://www.link.co.uk/>

⁴⁴ Post Office ウェブサイト <https://www.onepostoffice.co.uk/secure/latest-news/our-products/post-office-to-invest-in-free-to-use-atms/>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）なお、2023 年 9 月現在、進捗に関する開示は行われていない。

⁴⁵ <https://www.onepostoffice.co.uk/media/48626/nick-read-post-office-future-past-and-present.pdf>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁴⁶ Post Office ウェブサイト “New digital identity services partnership with Yoti”（2021 年 2 月 15 日）
<https://www.onepostoffice.co.uk/secure/latest-news/our-products/new-digital-identity-services-partnership-with-yoti/>

業者等の計 30,000 カ所に加えて、オンライン環境でも利用可能である⁴⁷。

4. 預金業務概要

郵便局は販売代理に特化することで多様な貯蓄商品や金融サービスを提供している。窓口業務としては、送金や小切手の現金化の他、主要な提携先金融機関の口座保有者に対する現金の預入・引出し、残高確認等のサービスを提供している。特に、現金の預入や引出し等の基本的な生活インフラとしての重要な機能については、銀行店舗へのアクセスが悪い地域において郵便局が重要な金融チャネルとなっている。

貯蓄口座を含む金融商品のラインナップは、提携している英国アイルランド銀行（Bank of Ireland UK）の商品が中心となっており、貯蓄預金に係る口座（Onlines ISA⁴⁸, Easy Access Cash ISA, Fixed Rate Cash ISA, Junior ISA, Instant Saver, Online Saver）を Post Office Money ブランドで提供している。なお、Post Office Money ブランドの当座預金サービスの提供は 2019 年 9 月に終了している⁴⁹。郵便局で取り扱っている貯蓄商品及び投資商品の概要は図表 13 の通りであり、それぞれ預入限度額が定められている。個人貯蓄口座（ISA）については、利子について非課税の取扱いとなっている。

貯蓄商品の利率について、下表ではウェブサイトに掲載されている標準的な利率を掲載しているが、実際には地域の実情や他の金融機関との競争状況に応じて、郵便局毎に差を設けることが許容されている。

個人金融取引については、33 行の提携先（図表 14）の金融機関に口座を保有している顧客は郵便局のカウンター等で現金の引出し、現金や小切手の預入、残高確認を原則、無料でできる⁵⁰。

図表 13: 郵便局における商品ラインナップ

プロダクト	預金(貸出)可能額	満期	利率	提供 金融機関	課税の 取扱	条件等	アクセス 方法
オンライン ISA Online ISA	100～ 2 万ポンド(年間)	-	○「イージー・アクセス型」 当初 12 ヶ月間は 4.90%(変動金利) 13 ヶ月目以降は 1.55% ○「固定金利型」 1 年:4.35%固定金利 2 年:4.00%固定金利	ワン・ファ ミリー、ア イルラン ド銀行	非課税	・一括預入 ・最低預入金額: イージー・アクセス型 100 ポンド 固定金利型 500 ポンド ・固定金利型は期限前引出不可 ・既存の ISA からの振替可 ・16 歳以上の英国居住者	オンライン
イージー・アクセス キャッシュ ISA Easy Access Cash ISA	100～ 2 万ポンド(年間)	-	当初 12 ヶ月間は 3.80%(変動金利) 13 ヶ月目以降は 1.55%			・引出回数の制限なし(最低引出額 は 10 ポンド) ・既存の ISA からの振替可 ・16 歳以上の英国居住者	電話 郵便窓口 郵送
固定金利 キャッシュ ISA Fixed Rate Cash ISA	500～ 2 万ポンド(年間)	1 年 2 年	4.35%固定金利 4.15%固定金利			・期限前引出不可 ・既存の ISA からの振替可 ・16 歳以上の英国居住者	電話 郵送

⁴⁷ Yoti 社ウェブサイト <https://www.yoti.com/where-to-use-yoti/> （閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁴⁸ ISA は個人貯蓄口座（Individual Savings Account）の略称で、一定の上限額以下の資金について利子、配当、売却益等の非課税措置が取られている。

⁴⁹ Post Office ウェブサイト <https://onepostoffice.co.uk/secure/latest-news/our-products/post-office-money-current-account-is-closing/> （閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁵⁰ Post Office ウェブサイト <https://www.postoffice.co.uk/everydaybanking> （閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

ジュニア ISA Junior ISA	年間上限額 9,000 ポンド (2022 年度) 月額 10 ポンド以上の積立、または 500 ポンド以上の一括拠出	-	※①現金口座、②株式口座、③現金・株式口座のいずれかを選択する。②と③は株価に連動するため、元本割れすることがある	ワン・ファミリー		・名義人が 18 歳未満の場合引出不可 ・既存のジュニア ISA またはチャイルド・トラスト・ファンドからの振替可 ・年間管理手数料:1.5%	オンライン 電話 郵送
インスタント・セーバー Instant Saver	100～100 万ポンド	-	当初 12 か月間は 4.10% (変動金利) 13 か月目以降は 1.55%	アイルランド銀行	課税	・キャッシュカード利用可 ・引出制限なし ・11 歳以上の英国居住者	オンライン 郵便窓口 電話 郵送 ATM
オンライン・セーバー Online Saver	1～200 万ポンド	-	当初 12 か月間は 4.70% (変動金利) 13 か月目以降は 1.55%			・預入から 8 日間引出不可 それ以外の引出制限なし ・18 歳以上の英国居住者	オンライン
オンライン・ボンド Online Bond	500～200 万ポンド	1 年 2 年 3 年	4.40% 固定金利 4.20% 固定金利 4.00% 固定金利			・一括預入 ・中途解約不可 ・受取人利息は年払か月払か選択可 ・18 歳以上の英国居住者	オンライン
グロース・ボンド Growth Bond	500～100 万ポンド	1 年 2 年 3 年	4.45% 固定金利 4.25% 固定金利 4.10% 固定金利			・一括預入 ・中途解約不可 ・16 歳以上の英国居住者	オンライン 電話 郵送

(注) 上記利率は全て年利換算。

(出所) 郵便局会社 “Compare all Post Office Money savings accounts” 資料を基に作成 (閲覧日: 2024 年 3 月 1 日)

<https://www.postoffice.co.uk/savings-accounts/compare-all-accounts>

図表 14: 郵便窓口で代行可能な提携銀行・住宅金融組合の金融サービス一覧

	個人向け金融サービス			
	現金引出	残高確認	現金預入	小切手預金
アライド・アイリッシュ銀行	○	○	○	○
AIB (NI)	○	○	○	○
アイルランド銀行	○	○	○	○
スコットランド銀行	○	○	○	○
パークレイズ	○	○	○	○
CAF	—	—	—	○
カフト	○	○	○	○
キャッシュ・プラス	○	○	○	—
ケーツ	○	○	○	○
コーポラティブ銀行	○	○	○	○
ダンスケ銀行 (注)	○	○	○	○
ファースト・ダイレクト	○	○	○	○
ハリファクス	○	○	○	○
ハンデルス銀行	○	○	○	—
HSBC	○	○	○	○
ロイズ銀行	○	○	○	○
ネーションワイド	○	○	—	—
ナットウエスト	○	○	○	○
オブティマム	—	—	○	—
クイディティ	—	—	○	—
RBS	○	○	○	○
サンタンデール	○	○	○	○
スマイル	○	○	○	○
スターリング銀行	○	○	○	—
シンク・マネー	○	○	○	○
TSB	○	○	○	○
ウルスター銀行	○	○	○	○
バージン・マネー	○	○	○	○

(注) ダンスケ銀行の小切手預金の取り扱い、北アイルランドの拠点のみ。

(出所) 郵便局会社資料を基に作成

<https://www.postoffice.co.uk/everydaybanking> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

郵便局が提供金融商品として英国アイルランド銀行の金融商品を取り扱っているのは、既に英国では 4 大銀行の寡占状態であり、これら銀行の金融商品を取り扱う余地がないためである。他の銀行の金融商品の取扱いについて検討していたところ、アイルランド銀行は地理的にも近く、英国での市場開拓を希望していたこともあり、双方の希望が合致した。同銀行は、北アイルランドを除く英国の主要地域では、郵便局以外のチャネルを通じた金融商品の提供は行っていない。

5. 口座維持手数料等の導入状況

ジュニア ISA 口座には残高に対して 1.5%の年間管理手数料が課されている。手数料は日次で計算され、ファンドから差し引かれる⁵¹。その他各種預金口座に口座維持手数料は発生しない。

6. リスク性金融商品概要

ジュニア ISA 口座において、株式口座もしくは株式・現金口座を選択した場合、株式への投資が行われるため、元本を下回るリスクがある⁵²。その他にはリスク性金融商品は取り扱っていない。

7. 貸付業務概要

郵便局では、住宅ローンや個人向けローンも英国アイルランド銀行の商品を販売している。

住宅ローンの対象は、世帯年収 20,000 ポンド以上の英国居住者でいずれも 18 歳以上でなければならない。借入期間は最短で 5 年間、最長で 35 年間もしくは 75 歳になるまでの期間のうち短い方となる。借入金額は 25,001～1,500,000 ポンドであり、年収およびその他のローンの状況等をもとに審査が行われる⁵³。なお、具体的な借入可能額や金利水準は開示されていないが、ウェブサイト上で条件を入力すれば表示させることができる⁵⁴。借り換えローン、賃貸物件ローン、引っ越しローンも提供されている。

個人向けローンは、英国に 3 年以上居住しており、年収 12,000 ポンド、21 歳超の個人が対象となる。ローンの返済完了時の年齢は 70 歳未満でなければならない。住宅の改築や自動車の購入など、中長期的な借り入れが対象となり、生活費などの短期的な用途は除かれる⁵⁵。借入金額は 1,000～40,000 ポンド（25,000 ポンド以上借りる

⁵¹ “Post Office Money® Junior ISA, Important Information Booklet” <https://www.postoffice.co.uk/dam/jcr:9d97boof-d28a-442a-9c07-26849fo88712/PO-Junior-ISA-22-23.pdf>

⁵² “Post Office Money® Junior ISA, Important Information Booklet” <https://www.postoffice.co.uk/dam/jcr:9d97boof-d28a-442a-9c07-26849fo88712/PO-Junior-ISA-22-23.pdf>

⁵³ <https://www.postoffice.co.uk/dam/mortgages/lending-criteria.pdf>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁵⁴ <https://www.postoffice.co.uk/mortgages/calculator>（2023 年 8 月 7 日現在、ウェブサイト更新中のため閲覧不可）

⁵⁵ <https://www.postoffice.co.uk/personal-loans/fastchecker>（閲覧日：2023 年 8 月 7 日）

場合は追加の条件あり）、期間は1～7年となる⁵⁶。

8. 金融包摂への取組み

郵便局は、国内の全自治体に拠点を有する唯一の事業者であり、11,635カ所の拠点において金融サービスを提供している（2022年3月末時点）。国民の99%が郵便局から3マイル圏内に居住しており、郵便局内の窓口やATMにおいて、多様な提携金融機関の金融商品にアクセスすることができる。詳細については本章「3. 金融サービス提供の形態（4）店舗・ATM配置戦略」、「4. 預金業務概要」を参照のこと。

9. 送金・決済業務概要

郵便局およびPayzone⁵⁷サービス取扱い店舗において、電力、ガス、水道料金の請求書支払いや、プリペイド方式の電気・ガス料金のトップアップを行うことが可能である。また、家賃等の請求書支払い、通信料金の請求書支払いやトップアップも取り扱っている⁵⁸。

10. インターネットバンキング

郵便局が提供している金融商品（図表13）のうち、Online ISA、Junior ISA、Online Saver、Online Bond、Growth Bondについては、郵便局のウェブサイトからログインすることで、24時間365日利用することができる。なお、オンライン専用商品であるOnline ISA、Online Saver、Online Bondの口座に預け入れる場合、あらかじめ紐づけておいた別の本人口座（他行も含む）から資金を移動するか、窓口において現金の預け入れを行う。引き出す際には、紐づけられた他口座への資金移動を行う⁵⁹。これらの手続きは全て無料で行うことができる。

11. 国際業務概要

国際送金に関しては、国際郵便為替・振替やMoneyGram社の国際送金ネットワークを使った送金・受取が可能である。約7,000の郵便局窓口で手続きを行うことができ、200以上の国との間で資金の送受が可能となっている⁶⁰。また、オンラインバンキング、クレジットカード、デビットカードを利用すれば、オンラインでWestern Union社のサービスを利用することもできる⁶¹。

外国為替については、郵便局と英国アイルランド銀行が折半で2002年に設立したファーストレート（First Rate）社が取扱っている。同社ウェブサイトによると、同社のサービスは国内トップシェアを占め、海外に旅行するイギリス人の4人に1人が

⁵⁶ <https://www.postoffice.co.uk/personal-loans>（閲覧日：2023年8月7日）

⁵⁷ 1995年に英国において設立された決済サービスプロバイダー。2018年11月に郵便局の子会社となった。

<https://www.payzone.co.uk/our-news/business-news/payzone-bill-payments-now-part-of-post-office/>

⁵⁸ <https://www.postoffice.co.uk/bill-payments>（閲覧日：2023年9月26日）

⁵⁹ <https://www.postoffice.co.uk/savings-accounts/online-saver>（閲覧日：2023年9月26日）

⁶⁰ <https://www.postoffice.co.uk/moneygram-cash-transfers>（閲覧日：2023年9月26日）

⁶¹ <https://www.postoffice.co.uk/international-money-transfer>（閲覧日：2023年9月26日）

利用しているとしている⁶²。

12. 付随業務概要

保険については、2014年に設立された子会社である Post Office Insurance がブローカーとしての役割を担っており⁶³、他社の生損保商品の販売を行っている。旅行保険は Collinson Insurance が、住宅保険は Ageas Insurance Ltd が引受保険会社である。自動車保険は保険ブローカーBISLの商品を、ペット保険は Pinnacle Insurance plc の商品を取り扱っている。携帯電話やノート PC 等を対象としたガジェット保険は、Taurus Insurance がアレンジした商品を、ERGO TIS が代理となっており、Great Lakes Insurance SE が引受けている。

13. 資金運用方法

郵便局は、他の金融機関からの受託業務として金融商品の販売窓口業務を行っており、預入された資金は提携先の金融機関が運用している。

14. 窓口取扱時間

ショッピングセンター等の中に立地せず、ショッピングセンターなどの営業時間に左右されない店舗や WH スミス社のフランチャイズ局は、平日 9:00-15:00、土曜日 9:00-12:30 で営業している。その他の局では、6:00（日曜日のみ 7:00）から 23:00 まで営業する局、7:00（日曜日のみ 8:00）から 22:00 まで営業する局など様々である。ATM は、アイルランド銀行が設置・運営する無料 ATM が全国で約 2,000 台配置されている。ATM は 24 時間営業しているところが多い。2012 年 4 月の組織改革以降、郵便局は以前よりも独自の経営判断に基づく収益力の向上が求められるようになっており、より利用者ニーズに合致した窓口運営が行なわれることが求められている。

15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携を含む。）

郵便局は、他行、地域金融機関の預金業務を郵便局窓口において代理で行っている。

また、2002 年、英国アイルランド銀行とのジョイントベンチャーで、外国為替を取り扱う First Rate Exchange Services を設立している。出資比率は 50%となっている⁶⁴。

⁶² <https://www.firstrate.co.uk/> （閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁶³ <https://www.postoffice.co.uk/insurance> （閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁶⁴ Post Office Limited “Annual Report & Financial Statement 2021/2022”

16. 財務諸表

郵便局会社の財務諸表は下記の通りである。

図表 15: 郵便局会社の貸借対照表、損益計算書

単位：百万ポンド

Balance Sheet	2020	2021	2022	2023
Non-current assets	521	397	366	140
Intangible assets	247	191	178	42
Property, plant and equipment	199	149	127	8
Investment in joint venture	67	46	49	75
Others	8	11	12	14
Current assets	746	635	642	840
Trade and other receivables	283	268	274	290
Cash and cash equivalents	462	365	367	550
Others	1	2	1	-
Total assets	1,267	1,032	1,008	980
Current liabilities	1,056	985	1,071	1,373
Trade and payables	408	505	541	770
Financial liabilities	617	426	329	438
Others	31	54	201	165
Non-current liabilities	268	767	661	406
Equity	-57	-720	-724	-799

Income Statement	2020	2021	2022	2023
Revenue from contracts with customers	807	815	834	885
Total costs	-1,108	-1,448	-914	-768
Other operating income	19	3	1	1
Funding for exceptional items/Investment funding	42	64	6	13
Investment Funding	-	-	-	75
Network Subsidy Payment	50	50	50	50
Depreciation, amortisation and impairment	-154	-126	-104	-84
Impairment of fixed assets	-	-	-	-255
Share of post-tax profit from joint venture	28	-7	3	29
Operating (loss)/profit	-316	-649	-124	-54
(Loss)/profit before taxation	-327	-720	-131	-81
Taxation credit	8	1	1	5
Profit after taxation from discontinued operation	-	58	-	-
(Loss)/profit for the financial year	-305	-661	-130	-76

(出所) Post Office Limited "Annual Report & Consolidated Financial Statements"

第3章 民間リテール金融機関の概要

英国のリテール金融機関として、信用組合（credit unions）、住宅金融組合（building societies）、国民貯蓄投資機構（NS&I）などが挙げられる。郵便局会社は「ポストオフィス・マネー」のブランドで、民間金融機関の金融商品等の窓口販売業務を行っている。

また、2019年1月1日から、リテール・リングフェンス規制により、大手5行（HSBC ホールディングス、バークレイズ、ロイズ・バンキング・グループ、ナットウエスト・グループ、サンタンデール UK・グループ・ホールディングス）で、リテール業務に特化した銀行と、それ以外のリスクの高い業務を行う銀行が完全に分離された。2023年9月1日時点では、7グループの13行がリングフェンス規制対象のリテール業務特化銀行となっている。

図表 16: リングフェンス規制対象銀行（2023年9月1日時点）

銀行グループ	リテール業務特化銀行
Barclays	Barclays Bank UK Plc
HSBC	HSBC UK Bank Plc
	Marks & Spencer Financial Services Plc
	HSBC Trust Company (UK) Ltd
Lloyds Banking Group	Lloyds Bank Plc
	Bank of Scotland Plc
NatWest Group	National Westminster Bank Plc
	Royal Bank of Scotland plc
	Coutts & Company
Santander UK	Santander UK Plc
	Cater Allen Limited
TSB	TSB Bank plc
Virgin Money UK	Clydesdale Bank Plc

（出所）Prudential Regulation Authority “Banks in scope of ring-fencing as at 1 January 2023”

分離による大きな副作用は出ていない模様であるが、一部住宅ローン市場での過当競争などが起きている可能性がある。イングランド銀行は、2019年5月のインフレ報告書の中で、2017年以降の利上げにも拘らず、新規住宅ローン金利は上昇していない点を指摘した。その背景として、国内業務に特化しているリングフェンス銀行はローンよりも国内預金が多く、かつ投資活動等は制限されているために、結果として住宅ローン貸し出しに資金が向かいやすく、それが過当競争を引き起こしている可能性を指摘している⁶⁵。

⁶⁵ Bank of England(2018), “Global developments and domestic financial conditions”, Section 1 of the Inflation Report, <https://www.bankofengland.co.uk/inflation-report/2019/may-2019/global-developments-and-domestic-financial-conditions>

英国の金融セクターは、大手銀行による寡占市場の状態にある。リングフェンス規制により切り離された大手行を除くリテール金融機関のプレゼンスは必ずしも高くない。前述の通り、リテール金融機関のうち信用組合の資産規模は約 45 億ポンドであり（2022 年 7 月末）、預金金融機関の資産規模（約 14 兆ポンド、2021 年末）の 0.1% 未満と小さい。住宅金融組合も同様に、約 5,000 億ポンドの資産規模（2022 年 9 月末）は、預金金融機関の資産規模の約 4% となっている。他方で、英銀最大手の HSBC のリテール金融機関である HSBC UK plc の資産残高は 3,424 億ポンド、同 2 位のバークレイズ・バンク・UK plc の資産残高（オンバランス）は 3,122 億ポンドとなっており（2022 年 12 月）、2 行で信用組合と住宅金融組合の資産合計を上回っている。

本章では、代表的なリテール金融機関として HSBC UK Bank plc、Barclays Bank UK plc、Lloyds Bank plc の 3 行を取り上げ、それぞれの事業規模や提供商品、ESG 投資などについて比較を行う。

1. HSBC 銀行：HSBC UK Bank

HSBC は 1865 年、欧州、インド、中国間の貿易に対する資金調達の支援を目的に、香港において設立された。現在は HSBC グループとして英国ロンドンに本拠地を置き、62 カ国に展開する世界最大級の金融機関となる⁶⁶。ホールディングカンパニーである HSBC Holdings plc の傘下に、英国事業のホールディングカンパニーである HSBC UK Holdings Ltd が設けられ、その傘下に HSBC Bank plc（ホールセール、インベストメントバンキング業務）と、リングフェンス規制対象銀行である HSBC UK Bank plc（リテール、プライベートバンキング業務）が設置されている⁶⁷。

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

HSBC Bank plc、HSBC UK plc の総資産、顧客預金残高、顧客融資残高は下図の通りとなる。両行の総資産を合計すると 10,598 億ポンドであり、英国内の全金融機関の総資産の 7.0% に相当する（2022 年末）。

なお、HSBC UK Bank plc の 2022 年末時点の個人顧客数は、英国内で展開している HSBC UK、first direct、M&S Bank の 3 ブランドの合計で約 1,350 万人となる。また、法人顧客数は 75 万件となっている⁶⁸。

⁶⁶ <https://www.hsbc.com/who-we-are/our-history>（閲覧日：2023 年 9 月 27 日）

⁶⁷ <https://www.gbm.hsbc.com/financial-regulation/uk-banking-reform>（閲覧日：2023 年 9 月 27 日）

⁶⁸ HSBC UK Bank plc “Annual Report 2022” p.2

図表 17: HSBC Bank、HSBC UK Bank の総資産、預金残高、融資残高

HSBC Bank plc

単位：億ポンド

	2018	2019	2020	2021	2022
総資産 ①	6,050	6,365	6,812	5,966	7,174
顧客預金残高	1,808	1,772	1,952	2,052	2,159
顧客融資残高	1,120	1,084	1,015	912	726

HSBC UK Bank plc

単位：億ポンド

	2018	2019	2020	2021	2022
総資産 ②	2,389	2,571	3,049	3,461	3,424
顧客預金残高	2,048	2,162	2,593	2,819	2,811
顧客融資残高	1,748	1,831	1,912	1,955	2,041

①+②	8,439	8,936	9,860	9,427	10,598
全金融機関の総資産	116,274	115,885	135,114	135,300	151,023
①+②の総資産シェア	7.3%	7.7%	7.3%	7.0%	7.0%

(出所) HSBC Bank plc、HSBC UK Bank plc のアニュアルレポート、数値は連結ベース

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料の現状

2024 年 3 月現在、HSBC UK Bank plc では ISA 口座 1 種類、その他の貯蓄口座 6 種類を提供している。預金利子、預金条件、課税の取扱い等は下図の通りとなる。なお、いずれも口座維持手数料は発生しない⁶⁹。

図表 18: HSBC UK Bank plc の預金口座

商品	口座開設の条件	預入可能額	利率	課税の取扱い	引出の条件
HSBC Loyalty Cash ISA	当座預金口座を有する 16 歳以上の英国居住者	1～2 万ポンド	3.20%:HSBC プレミアアカウント保有者(12 ヶ月、変動) 2.85%:その他当座預金口座保有者(12 ヶ月、変動) いずれも 12 ヶ月を経過すると 2.50%	非課税	可能
HSBC Regular Savrer	当座預金口座を有する 18 歳以上の顧客	毎月 25～250 ポンドの積み立て、上限 3,000 ポンド	5.00%(固定)	課税	12 ヶ月間は不可
HSBC Fixed Rate Saver	当座預金口座または貯蓄預金口座を有する 7 歳以上の顧客	2,000～100 万ポンド	4.30%(1 年、固定) 4.00%(2 年、固定)		預金額が 5 万ポンドを超える場合:不可 預金額が 5 万ポンド未満の場合:全額引き出しは可能、一部引き出しは不可
HSBC Online Bonus Saver	オンライン環境での利用が可能な 16 歳以上の既存顧客	上限なし	5 万ポンドまで:2.00% 5 万ポンドを超える部分:1.98%		可能(ただし引き出した月は金利が低くなる)
HSBC Premier Savings	18 歳以上のプレミア口座保有者	1 ポンド以上	2.25%(変動)		可能

⁶⁹ <https://www.hsbc.co.uk/legal/fee-information-documents/> (閲覧日：2023 年 9 月 26 日)

HSBC Flexible Saver	16 歳以上	1 ポンド以上	2.00% (変動)		可能
HSBC MySavings/Premier MySavings	7~17 歳	10 ポンド以上	5.00%:3,000 ポンドまで、3,000 ポンドを超える部分は 2.25% (変動)		可能

(注) 上記利率は全て年利換算。

(出所) HSBC UK Bank ウェブサイトを基に作成 (閲覧日: 2024 年 3 月 4 日)

(3) 提供商品の現状

株式、ファンド、投資信託、債券等のリスク性金融商品は、投資用口座 (Stocks & Shares ISA) を開設することにより購入することができる。Stocks & Shares ISA は残高 2 万ポンドまで非課税となる (2023 年 8 月現在)。HSBC UK Bank に当座預金口座を有していることが開設条件となる。

生命保険については、死亡保険、医療保険、収入保障保険を取り扱っており、いずれも HSBC Life (UK) が引受保険会社となる⁷⁰。火災保険・家財保険は Aviva Insurance の商品を提供している⁷¹。また、個人向けの保険商品である Select and Cover は、携帯電話、ガジェット、海外旅行、車両故障などの 7 分野から自由に保障対象を組み合わせることができる損害保険となっている。

ビジネス保険は、Marsh Commercial の保険を提供している。また、Allianz Trade の貿易信用保険も取り扱っており、年商 200 万ポンド超の事業に対し、海外の取引先の貸し倒れや請求書未払いの際のキャッシュフローの補償を提供している⁷²。

住宅ローンは、新規購入時、借り換え、賃貸用物件の購入向けの商品を提供している。例えば新規購入の場合、物件価格の 60~95% を借りることができ、その比率が低いほど適用される金利水準が低下する。固定金利 (2 年、3 年、5 年)、変動金利から選ぶことができる⁷³。

住宅ローン以外のローン商品としては、Personal Loan、Premier Loan、Car Loan、Home Improvement Loan、Top Up Your Loan を提供している。例えば Personal Loan の場合の融資条件は、税引き前収入が 1 万ポンドを上回る 18 歳以上の英国居住者で、ダイレクト・デビット機能付きの銀行もしくはビルディングソサエティの口座を持つ者が対象となる。借入可能額は 1,000~25,000 ポンド、融資期間は最大で 60 ヶ月、利率は 6.9~22.9% (年換算利回り)、一部または全部の繰り上げ返済が可能である。資金用途には原則的に制約が設けられていないが、不動産・土地等の購入、住宅ローンの頭金や費用等、ギャンブル、ビジネス関係などに資金を用いることはできない⁷⁴。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

HSBC UK Bank plc の主な子会社として、HSBC Equipment Finance (UK) Limited (中小企業向けファイナンス)、HSBC Invoice Finance (UK) Limited (ファクタリング)、HSBC Trust Company (UK) Limited (信託銀行)、Marks and Spencer Financial Services plc (リテール金融サービス) などの 100% 子会社が英国内に存在す

⁷⁰ <https://www.hsbc.co.uk/insurance/products/life/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

⁷¹ <https://www.hsbc.co.uk/insurance/products/buildings-and-contents/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

⁷² <https://www.business.hsbc.uk/en-gb/solutions/trade-credit-insurance> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

⁷³ <https://www.hsbc.co.uk/mortgages/first-time-buyers/rates/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

⁷⁴ <https://www.hsbc.co.uk/loans/products/personal/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

る。2022 年 12 月末時点で 24 社の子会社が存在している⁷⁵。

(5) ESG 投資

2020 年 10 月、HSBC グループのホールディングカンパニーである HSBC Holdings plc は、グループ全体のオペレーションおよびサプライチェーンについては 2030 年までのネットゼロを目指すとともに、2050 年までに投融資先のネットゼロを達成することを明らかにしている。後者については、低炭素経済への移行に関わる顧客の事業に対し、2020 年から 2030 年までの 10 年間で 7,500 億～1 兆ドルの投融資を実施する目標を掲げている。

HSBC Bank plc としては、顧客企業のネットゼロ達成を支援するため、2020 年から 2022 年の 3 年間で、862 億ドルのサステナブル・ファイナンスの支援、189 億ドルのサステナブル・インベストメントの実施、1 億ドルのサステナブル・インフラストラクチャーへの投資を実施した⁷⁶。

(6) TCFD 提言への対応

HSBC Holdings plc は 2017 年 6 月に TCFD への賛同を表明している。同提言に則った開示は毎年「Annual Reports and Accounts」の中で行われている。

戦略面では、短期・中期・長期の気候リスクを特定するとともに、主要なリスクタイプとして、リテール信用リスク、ホールセール信用リスク、回復力リスク、レピュテーションリスク、規制遵守リスクを特定した。気候変動に係る機会については、サステナブル・ファイナンス、サステナブル・インベストメント、サステナブル・インフラストラクチャーの 3 分野に注力することとしている⁷⁷。2020 年 10 月には「ネットゼロ銀行」を目指すことを宣言し、顧客の低炭素経済への移行や気候関連のソリューション開発を支援することを公表した。また、パリ協定資本移行評価（PACTA）ツールを用いて顧客の気候へのインパクトを評価するなど、排出量のネットゼロを目指す取り組みを行っている。

指標と目標に関しては、従来の「2025 年までのサステナブル投融資の累計額目標 1,000 億ドル」に対し、2020 年には 930 億ドルに達しており、あらたに 2030 年のゴールとして 7,500 億～1 兆ドルを設定した。また、移行リスクが高い 6 つのセクター⁷⁸についてはエクスポージャーの開示を継続する。また、HSBC グループにとって最大の住宅ローン市場である英国については、物件の洪水リスクの影響度の計測を行っている段階である⁷⁹。スコープ 3 の排出量の開示に関しては、出張やエネルギー関連排出量、再生エネルギー使用量について、引き続き開示を行う。

⁷⁵ HSBC UK Bank plc “Annual Report and Accounts 2022” p.125

⁷⁶ HSBC の定義によると、「サステナブル・ファイナンス」は顧客企業のサステナブルかつ低炭素な事業へのシフトを支援するための各種ソリューションを指す。また、「サステナブル・インベストメント」は ESG リスクへの対応を行う個人や法人を支援するための金融商品、「サステナブル・インフラストラクチャー」はサステナブルなエネルギー、運輸に対する直接投資を指す（出所：HSBC Sustainable Finance and Investment Data Dictionary, December 2022）。

⁷⁷ HSBC Holdings “Annual Report 2021” p.64

⁷⁸ 自動車、化学、建設・建材、金属・鉱業、石油・ガス、電力の 6 セクターを示す。

⁷⁹ HSBC Holdings “Annual Report 2022” p.72

2. バークレイズ銀行：Barclays Bank UK plc

Barclays グループは、ロンドンに本社を置く世界的な総合金融グループであり、50以上の国に展開している。グループは英国部門と海外部門に分かれており、前者はリングフェンス規制対象銀行である **Barclays Bank UK plc** およびそのグループ企業が担っている。主として①パーソナルバンキング、②スタートアップや中小企業向けのビジネスバンキング、③クレジットカード事業から構成されている。

それ以外の業務は **Barclays Bank plc** およびそのグループ企業が担っており、①コーポレート・インベストメントバンキング、②コンシューマー、カード・ペイメントビジネス（海外）から構成されている。

(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

Barclays Bank plc、Barclays Bank UK plc の総資産、顧客預金残高、顧客融資残高は下図の通りとなる。両行の総資産を合計すると **18,259** 億ポンドであり、英国内の全金融機関の総資産の **12.1%** に相当する（2022 年末）。

図表 19: Barclays Bank、Barclays Bank UK の総資産、預金残高、融資残高

Barclays Bank plc					
					単位：億ポンド
	2018	2019	2020	2021	2022
総資産 ①	11,333	11,402	13,495	13,843	15,137
顧客預金残高	3,948	4,158	4,810	5,194	5,458
顧客融資残高	3,264	3,391	3,426	3,615	3,988

Barclays Bank UK plc					
					単位：億ポンド
	2018	2019	2020	2021	2021
総資産 ②	2,513	2,584	2,875	3,197	3,122
顧客預金残高	1,975	2,057	2,405	2,607	2,581
顧客融資残高	1,886	1,976	2,116	2,203	2,232

①+②	13,846	13,986	16,370	17,040	18,259
全金融機関の総資産	116,274	115,885	135,114	135,300	151,023
①+②の総資産シェア	11.9%	12.1%	12.1%	12.6%	12.1%

（出所）Barclays Bank plc、Barclays Bank UK Bank plc のアニュアルレポート、数値は連結ベース

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状

2024 年 3 月現在、ISA 口座 7 種類、その他貯蓄口座 4 種類を提供している。預金利子、預金条件、課税の取扱い等は下図の通りとなる。なお、いずれも口座維持手数料は発生しない⁸⁰。

⁸⁰ <https://www.barclays.co.uk/content/dam/documents/personal/current-accounts/barclays-tariff-for-personal-customers.pdf>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

図表 20: Barclays Bank UK plc の預金口座

商品	口座開設の条件	預入可能額	利率	課税の取扱い	引出の条件
Instant Cash ISA	16 歳以上の英国居住者	1 ポンド以上	10,000 ポンドまで:1.66% 10,000 ポンドを超える部分:1.21%	預入額 2 万ポンド まで非 課税	いつでも可能
1-Year Flexible Cash ISA	18 歳以上の英国居住者	1~100 万ポンド	4.60% (1 年固定)		ISA 期間中、3 回までは無料で可能 (1 回あたり残高の 10% までの金額)
18-Month Flexible Cash ISA	18 歳以上の英国居住者	1~100 万ポンド	4.35% (18 ヶ月)		
Premier 1-Year Flexible Cash ISA	18 歳以上の英国居住者かつ プレミア顧客	1~100 万ポンド	4.70% (1 年固定)		
Premier 18-Month Flexible Cash ISA	18 歳以上の英国居住者かつ プレミア顧客	1~100 万ポンド	4.45% (18 ヶ月)		
Wealth 1-Year Flexible Cash ISA	18 歳以上の英国居住者かつ ウェルスマネジメント顧客	1~100 万ポンド	4.70% (1 年固定)		
Wealth 18-Month Flexible Cash ISA	18 歳以上の英国居住者かつ プレミア顧客	1~100 万ポンド	4.45% (18 ヶ月)		
Everyday Saver	16 歳以上の英国居住者	1~1,000 万ポンド	10,000 ポンドまで:1.66% 10,000 ポンドを超える部分:1.16% (変動)	課税	いつでも可能
Blue Rewards Saver	18 歳以上の英国居住者かつ Barclays Blue Rewards Member	1~1,000 万ポンド	引出を行った月:1.16% 引出を行わなかった月: 3.56% (変動)		いつでも可能 (ただしその場合 合利率が低下)
Barclays Children's Savings	18 歳以上の英国居住者で 18 歳未満の子どものために貯蓄を行う者	1 ポンド以上	10,000 ポンドまで:2.68% 10,000 ポンドを超える部分:1.16% (変動)		いつでも可能
Rainy Day Saver	Barclays Blue Rewards Member	1 ポンド以上	5,000 ポンドまで:5.12% 5,000 ポンドを超える部分: 1.16%		

(注) 上記利率は全て年利換算。

(出所) Barclays Bank UK ウェブサイトを基に作成 (閲覧日: 2024 年 3 月 4 日)

(3) 提供商品の現状

株式、ファンド、ETF、投資信託等のリスク性金融商品は、投資用口座 (Investment Account または Investment ISA) を開設することにより購入することができる。Investment ISA は残高 2 万ポンドまで非課税となる。また、債券口座 (Bonds Account) では、下図に示す 4 種の債券を販売している (2024 年 3 月現在)。

図表 21: 債券商品

債券	利率	最低預入金額	購入資格	引出の条件
1-Year Fixed-rate Bond	4.65% (500~100 万ポンド)	500 ポンド	18 歳以上の英国居住者	不可
18-Month Flexible Bond	4.35% (1~100 万ポンド)	1 ポンド	18 歳以上の英国居住者	3 回までは無料で引出可能 (1 回あたり残高の 10% までの金額)
Premier 18-Month Flexible Bond	4.45% (1~100 万ポンド)		18 歳以降の英国居住者かつ プレミア顧客	
Wealth 18-Month Flexible Bond	4.45% (1~100 万ポンド)		18 歳以降の英国居住者かつ ウェルスマネジメント顧客	

(注) 上記利率は全て年利換算。

(出所) Barclays Bank UK ウェブサイトを基に作成 (閲覧日: 2024 年 3 月 4 日)

保険商品も幅広く取り扱っており、火災保険（住宅・家財）、生命保険、旅行・車両故障保険、テック保険（モバイル機器等）を提供している。保険商品は **Barclays Bank UK** の保険子会社である **Barclays Insurance Services Company Limited** を通じて手配している。

住宅ローンについては、新規購入時、借り換え、引っ越し、賃貸用物件の購入等、様々な場面に対応した商品を提供している。例えば新規購入の場合、原則的に購入価格の 90% まで借りることができるが、一部ローン商品では 95% まで拡大させることができる。また、固定金利（2 年、5 年、10 年）、変動金利、預金連動型、から選ぶことが可能である。

住宅ローン以外にも複数の商品（**Personal Loan**、**Consolidate Your Debt**、**Wedding Loan**、**Holiday Loan**、**Car Loan**、**Home Improvement Loan** など）を提供しており、いずれも融資条件は同じである。すなわち **Barclays** の当座預金口座または **Barclaycard** を有する 18 歳以上の英国居住者が対象であり、融資期間は 2～5 年間、利率は 9.9～20.9%（年換算利回り）、一部または全部の繰り上げ返済が可能である。資金用途に制約は設けられていないが、ビジネス関係、株式を含む投資、タイムシェア、物件購入、ギャンブル関連、**CCJ**（**County Court Judgment**、返済の督促）の支払い、他のローンと組み合わせた支出、に資金を用いることはできない。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

主な子会社として、**Barclays Asset Management Limited**（アセットマネジメント）、**Barclays Insurance Services Company Limited**（保険）、**Barclays Investment Solutions Limited**（運用ソリューション）、**Barclays SAMS Limited**（住宅ローン）、**FIRSTPLUS Financial Group Limited**（住宅ローン）、**Woolwich Homes Limited** などの 100% 子会社が英国内に存在する。2022 年 12 月時点で 15 の子会社を有している⁸¹。

(5) ESG 投資

Barclays plc は 2022 年、サステナブル・ファイナンスに関連する事業機会について、レビューと評価を行った。グローバル市場が 2030 年をターゲットとして低炭素な経済への移行を目指していることを受けて、①エネルギーの移行に伴うファイナンス（再生可能エネルギーや気候変動対応に係る新技術など）、②気候変動以外の分野に関するサステナブル・ファイナンス（主に社会分野、サステナビリティ関連分野、移行分野に関わる債券や融資）、③リテール・ビジネス・バンキング（英国におけるグリーン住宅ローン、EV 車ローン、中小企業融資などのリテール向けサービス）を取り組むべき主要テーマに特定した⁸²。

その上で **Barclays plc** は 2022 年 12 月、2023～2030 年のサステナブル・ファイナンスおよびエネルギーの移行に係るファイナンスの取り扱い金額の目標を 1 兆ドルに設定したことを公表した⁸³。

⁸¹ Barclays Bank UK PLC “Annual Report 2022” p.223

⁸² Barclays PLC “Annual Report 2022” p.76

⁸³ Barclays PLC “Annual Report 2022” p.76

(6) TCFD 提言への対応

Barclays Bank UK plc の親会社である Barclays plc は TCFD 創設時のメンバーであり、2017 年 6 月に TCFD 提言への賛同を表明、以降、2021 年までの 5 年にわたって TCFD Report を開示してきた⁸⁴。2022 年以降は TCFD 提言に基づく開示は Annual Report に統合されている。

戦略面では、2050 年までに全てのセクターにおける直接的・間接的な排出量をネットゼロにする方針を公表し、パリ協定の目標達成に向けたファイナンス活動を強化する方針を明らかにした。具体的には①オペレーションのネットゼロの達成、②融資ポートフォリオにおける排出量削減、③経済の移行に必要なグリーンかつ持続可能な資金の提供、の 3 つのテーマに取り組んでいる。特に②については、エネルギー、電力、セメント、鉄鋼、自動車製造、住宅不動産を 6 の重点セクターに位置づけ、目標と進捗状況を開示している⁸⁵。

指標と目標に関しては、2050 年のネットゼロバンク達成に向けて、Scope1～3 それぞれに対して、具体的な施策とそれぞれに対する目標および進捗が開示されている。また、融資ポートフォリオの削減目標については、上記の 6 の重点セクターに対する目標と進捗が開示されている⁸⁶。

3. ロイズ銀行：Lloyds Bank plc

Lloyds Banking Group plc は英国に本拠地を置く総合金融グループであり、リテール部門とコマーシャルバンキング部門、保険・ウェルス部門から構成されている⁸⁷。リテール部門では Lloyds Bank、Halifax、Bank of Scotland 等の複数のブランドを展開している。コマーシャルバンキング部門では顧客企業に対し、主として英国に関連するビジネスに注力したサービスを提供している。

2019 年 1 月、リテール部門の主要子会社である Lloyds Bank plc およびその子会社である Bank of Scotland plc がリングフェンス規制対象銀行に指定されたことから、それ以外の業務を行う銀行として、グループ内に新たに Lloyds Bank Corporate Markets plc が設立された⁸⁸。

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

Lloyds Bank Corporate Markets plc、Lloyds Bank plc の総資産、顧客預金残高、顧客融資残高は下図の通りとなる。両行の総資産を合計すると 7,036 億ポンドであり、英国内の全金融機関の総資産の 4.7%に相当する（2022 年末）。

⁸⁴ Barclays PLC “TCFD Report 2021”

⁸⁵ Barclays PLC “Annual Report 2022” p.85

⁸⁶ Barclays PLC “Annual Report 2022” p.80, 88

⁸⁷ <https://www.lloydsbankinggroup.com/who-we-are/our-strategy/our-business-model.html> （閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

⁸⁸ <https://www.lloydsbankinggroup.com/who-we-are/group-overview/ring-fencing.html> （閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

図表 22: Lloyds Bank CM、Lloyds Bank の総資産、預金残高、融資残高

Lloyds Bank Corporate Markets plc

単位：億ポンド

	2018	2019	2020	2021	2022
総資産 ①	785	797	924	887	867
顧客預金残高	269	245	255	270	292
顧客融資残高	207	203	143	174	191

Lloyds Bank plc

単位：億ポンド

	2018	2019	2020	2021	2022
総資産 ②	5,935	5,814	5,999	6,028	6,169
顧客預金残高	3,913	3,968	4,252	4,494	4,462
顧客融資残高	4,640	4,745	4,257	4,308	4,356

①+②	6,720	6,610	6,924	6,915	7,036
全金融機関の総資産	116,274	115,885	135,114	135,300	151,023
①+②の総資産シェア	5.8%	5.7%	5.1%	5.1%	4.7%

(出所) Lloyds Bank Corporate Markets plc、Lloyds Bank plc のアニュアルレポート、数値は連結ベース

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状

2024 年 3 月現在、ISA 口座 5 種類、その他貯蓄口座 8 種類を提供している。預金利子、預金条件、課税の取扱い等は下図の通りとなる。貯蓄口座はいずれも口座維持手数料は発生しないが、一部の当座預金口座（保険機能やライフスタイル特典などを伴う口座等）に関しては、月額 3～28 ポンドの手数料が課される⁸⁹。

図表 23: Lloyds Bank PLC の預金口座

商品	口座開設の条件	預入可能額	利率	課税の取扱い	引出の条件
Cash ISA Saver	16 歳以上の英国居住者	1 ポンド以上	24,999 ポンドまでの部分： 1.40 %、25,000～99,999 ポンドの部分：1.45 %、 100,000 ポンドを超える部 分：1.90 % (変動) 一定の条件を満たす顧客 は+0.30 %	預入額 2 万ポンドまで非 課税	いつでも可能
1 Year Fixed Rate Cash ISA	16 歳以上の英国居住者	3,000 ポンド以上	4.15 % (固定) 一定の条件を満たす顧客 は+0.20 %		手数料が発生
2 Year Fixed Rate Cash ISA	16 歳以上の英国居住者	3,000 ポンド以上	5.20 % (固定) 一定の条件を満たす顧客 は+0.05 %		手数料が発生
Club Lloyds Advantage ISA Saver	18 歳以上の英国居住者	1 ポンド以上	開設後 1 年間の引き出し が 3 回以下の場合： 4.00 % 4 回以上の場合：1.30 %		いつでも可能
Junior Cash ISA	17 歳以下の英国居住者	1～9,000 ポンド	3.15 % (変動)		子どもが 18 歳に

⁸⁹ <https://www.lloydsbank.com/rates-and-charges.html> (閲覧日：2024 年 3 月 1 日)

		(年間)			なるまで不可
Club Lloyds Saver	18 歳以上の英国居住者かつ Club Lloyds メンバー	1 ポンド以上	24,999 ポンドまでの部分: 1.70 % 、25,000 ~ 99,999 ポンドの部分: 1.75 % 、 100,000 ポンドを超える部 分: 2.20 % (変動)	課税	いつでも可能
Club Lloyds Advantage Saver	18 歳以上の英国居住者で当座預金口座を持つ人	1 ポンド以上	開設後 1 年間の引き出し が3 回以下の場合: 4.00 % 4 回以上の場合: 1.30 %		いつでも可能
Easy Saver	16 歳以上の英国居住者	1 ポンド以上	24,999 ポンドまでの部分: 1.40 % 、25,000 ~ 99,999 ポンドの部分: 1.45 % 、 100,000 ポンドを超える部 分: 1.90 % (変動)		他の Lloyds 銀 行口座へ送金 し引出可能
Child Saver	15 歳以下の子供の保護者か つ 18 歳以上の英国居住者で 当座預金口座を持つ人	1 ポンド以上	5,000 ポンドまでの部分: 3.15 % 、5,000 ポンドを超 える部分: 1.40 %		いつでも可能
Smart Start	11~15 歳の英国居住者で、 保護者が当座預金口座を有 している人	1 ポンド以上	1,000 ポンドまでの部分: 3.15 % 、1,000 ポンドを超 える部分: 1.40 %		いつでも可能
Club Lloyds Monthly Saver	18 歳以上の英国居住者かつ Club Lloyds メンバー	25~400 ポンド/ 月	6.25%(1 年、固定)		いつでも可能
Monthly Saver	16 歳以上の英国居住者	25~250 ポンド/ 月	5.25%(1 年、固定)		いつでも可能
Standard Saver	Club Lloyds Saver, Club Lloyds Monthly Saver, Monthly Saver 等の口座が満期を迎えると Standard Saver に切り替わる。新規開設は取り扱っていない。	1 ポンド以上	24,999 ポンドまでの部分: 1.40 % 、25,000 ~ 99,999 ポンドの部分: 1.45 % 、 100,000 ポンドを超える部 分: 1.90 % (変動)		いつでも可能

(注) 上記利率は全て年利換算。

(出所) Lloyds Bank ウェブサイトを基に作成 (閲覧日: 2024 年 3 月 1 日)

(3) 提供商品の現状

リスク性金融商品については、投資用口座 (**Stock and Shares ISA** 等) を開設することにより、株式、ファンド、ETF、投資信託、債券、SPAC (Special Purpose Acquisition Companies、特別買収目的会社) など、様々な対象に投資を行うことができる⁹⁰。**Stock and Shares ISA** は残高 2 万ポンドまで非課税となる。

保険商品としては、火災保険 (住宅・家財)、生命保険、自動車保険、家主保険、ビジネス保険等を提供している。生命保険は Lloyds Banking Group の生命保険子会社であるスコティッシュ・ウィドウズが提供している⁹¹。また、自動車保険は複数の保険会社から成るグループが提供し、BISL がブローカーとなっている⁹²。

住宅ローンについては、新規購入時、借り換え、引っ越し、賃貸用物件の購入等、様々な場面に対応した商品を提供している。例えば新規購入の場合、少なくとも購入価格の 5% の頭金が必要とされるが、頭金の比率が高いほど有利な金利で借り入れることができる。

住宅ローン以外にも複数の商品 (Personal Loan、Car Loan、Debt consolidation、

⁹⁰ <https://www.lloydsbank.com/investing/ways-to-invest/share-dealing-services/your-investment-options.html>

⁹¹ <https://www.lloydsbank.com/life-insurance.html>

⁹² <https://www.lloydsbank.com/insurance/home/car.html>

Improve your home など）を提供している。Lloyds 銀行の当座預金口座を有する 18 歳以上の英国居住者が対象であり、定期的な収入があることが条件となっている。Car Loan の融資金額は 1,000～25,000 ポンド、その他のローンは 1,000～50,000 ポンドとなる。いずれも期間は最大で 7 年間、一部または全部の繰り上げ返済が可能である。資金用途には制約が設けられていないが、投機目的（ギャンブルや投資、株式の購入）、非合法的な目的、ビジネス関係、土地や物件の購入・リース、タイムシェア、に資金を用いることはできない。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

Lloyds Bank plc は、Bank of Scotland plc（100%）や Halifax Group Ltd（100%）のほか、ファイナンスやリース、アセットマネジメント等の多数の子会社を有している⁹³。2022 年 12 月時点で 208 の子会社を有している⁹⁴。

(5) ESG 投資

Lloyds Banking Group は 2020 年に、石炭産業へのエクスポージャーを縮小することを決定し、石炭関係の収益源を有する新規顧客への融資の停止や、2022 年末までの石炭火力発電所へのファイナンスの停止等を表明している。また、環境・社会的なリスクに対するデュー・デリジェンスを一層強化しており、2020 年には顧客の物理的リスク、移行リスクの評価を行うツールを開発し、試験運用を行った。

2050 年までに投融資ポートフォリオの純ゼロ排出量達成を目標としており、中間目標として、2030 年までに融資対象の炭素排出量を 50%以上削減するとともに、スコティッシュ・ウィドウズ（生命保険）の投資のフットプリントについても二酸化炭素排出量を半減させる計画である⁹⁵。2021 年以降の成果としては、国際イニシアティブである「Net-Zero Banking Alliance」⁹⁶に 2021 年 4 月に参加した。また、スコティッシュ・ウィドウズは ESG 基準を満たさない複数の投資先を約 14 億ポンドで売却した。

(6) TCFD 提言への対応

Lloyds Banking Group は 2017 年 12 月に TCFD 提言に賛同した。同提言に基づく開示は、2022 年度より Environmental Sustainability Report 2022 にて行われている。

戦略面では、企業向けサステナブル・ファイナンスや EV・ハイブリッド車向けローン、グリーン住宅ローンの強化等、環境に配慮した分野への融資に注力する。他方で、石炭鉱業、石油・ガス、自動車、運輸、電力、農業・林業・漁業など、特に移行リスクが高いセクターに対する融資のエクスポージャーを把握し、対応方針を策定している（全融資の引き上げ、新規融資の停止、グリーン融資のみ継続、等）⁹⁷。

⁹³ Lloyds Bank plc “Annual Report 2021” p.209-211

⁹⁴ Lloyds Bank plc “Annual Report 2022” p.226-227

⁹⁵ <https://www.lloydsbankinggroup.com/assets/pdfs/investors/financial-performance/lloyds-banking-group-plc/2021/half-year/2021jul-lbg-esg-investor-presentation.pdf>

⁹⁶ 2050 年までの投融資ポートフォリオのカーボンニュートラル（二酸化炭素ネット排出量ゼロ）にコミットする銀行のイニシアティブ。2021 年 11 月現在で 39 カ国の計 95 の銀行が賛同している。

⁹⁷ Lloyds Banking Group “Environmental Sustainability Report 2022” p.10, 14

指標と目標に関しては、**2050** 年までのネットゼロを目標に掲げている。その上で、融資先の炭素排出量については **2030** 年までに **50%** の削減（**2018/2019** 年度比）、スコティッシュ・ウイドウズの融資先については、**2030** 年までにカーボン・フットプリントを半減（**2019** 年比）する。サプライチェーンから排出される炭素も **50%** 削減（**2021/2022** 年度比）するとともに、自社のオペレーションについては **2030** 年のネットゼロを目指す⁹⁸。

⁹⁸ Lloyds Banking Group “Environmental Sustainability Report 2022” p.9

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

資産規模でみると、英国は大手銀行による寡占が進んでいる。しかし、金融危機が起きた2009年ごろより「チャレンジャー・バンク」と呼ばれる新規参入行が増加してきた。英国における主なチャレンジャー・バンクとその設立年は、図表24に示されるとおりである。19世紀に起源を遡る古い銀行もあるが、チャレンジャー・バンクは古い銀行を買収して支店網を獲得したり、新しいサービスを提供したりして、業務を拡大してきた⁹⁹。

チャレンジャー・バンクの営業形態や提供サービスは様々であり、大きく言えば店舗網を有するが営業時間などで従来型の銀行と差別化を測る伝統的なチャレンジャー・バンクと、店舗網を有しない「アプリ銀行」と呼ばれるような新世代のチャレンジャー・バンクに分類される。

神山（2015）は、英国においてチャレンジャー・バンクが台頭した背景には政府による支援があった点を述べ、PRAとFCAにより、新規参入行に係る資本規制・流動性規制の緩和と認可プロセスの改善が実施された点を指摘している¹⁰⁰。

さらに2018年以降は大手行によるオープンAPIの開始により、フィンテック企業がチャレンジャー・バンクとして、リテール金融市場に参入している（第4章1.「(6)インターネット専業銀行」参照）。リテール向け金融サービス部門の強化を目指す郵便局会社は、チャレンジャー・バンクやフィンテックを潜在的な競争相手と捉えている。

図表24: 主なチャレンジャー・バンクとその設立年

名 前	設立年
Clydesdale Bank Plc	1838
One Saving Bank Plc	1847
Close Brothers Ltd	1878
Secure Trust Bank Plc	1952
AIB Group (UK) Plc	1966
Paragon Bank Plc	1985
Virgin Money Plc	1995
Zopa Limited	2005
Charter Court Financial Services Limited	2008
Aldermore Bank Plc	2009
Metro Bank Plc	2010
Monese Ltd	2010
Frees Family Finance Limited	2011
Shawbrook Bank Ltd	2011
Tandem Bank Ltd	2013

⁹⁹ 例えば、1838年にグラスゴーで設立されたClydesdale銀行は、ナショナル・オーストラリア銀行（NAB）の子会社であるCYBGグループの子会社であったが、NABは2016年にCYBGを売却、CYBGはチャレンジャー・バンクとしてロンドン証券取引所に上場した。2018年6月には、CYBGグループはVirgin Moneyの買収を決めた。

¹⁰⁰ 神山哲也（2015）「英国におけるチャレンジャー・バンクとフィンテック」月刊資本市場 2015.9（NO.361）p.p.14-21

Starling Bank Ltd	2014
Atom Bank Plc	2014
Monzo Bank Ltd	2015
Revolut Limited	2015
Tide Plaform Ltd	2016

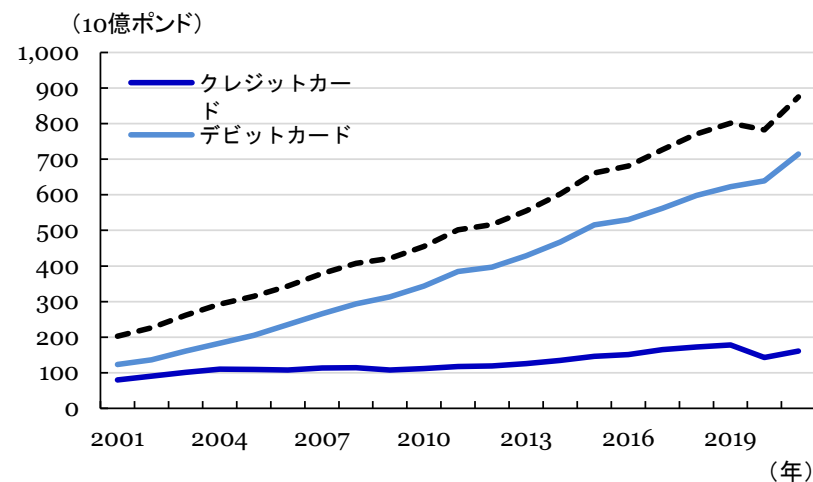
(注) チャレンジャー・バンクについては、KPMG（2016）¹⁰¹などを参考に抽出した。
(出所) 各社ホームページ及び、各種報道より作成（閲覧日：2018年6月19日）

PRA と FCA は英国における銀行設立の動きを加速させるために、共同イニシアティブとして「新銀行スタートアップ・ユニット」を 2016 年 1 月に立ち上げた。イングランド銀行に特設ウェブサイトが開設されており¹⁰²、そこでは新銀行の設立に必要な手続きや設立後の監督体制について細かな説明がなされている。また、ウェブサイトでは、2013 年以降に PRA から認可を取得した「スタートアップ銀行」、「海外銀行の支店または子会社」のリストが掲載されており、2023 年 9 月現在、それぞれ 36 行、29 行の合計 65 行に及んでいる¹⁰³。

(2) キャッシュレス化の状況

国際決済銀行（BIS）傘下の決済・市場インフラ委員会（CPMI）が毎年取りまとめで発表している統計年報によれば¹⁰⁴、英国の 2021 年のデビットカード機能を持つカードによる決済額は 7,140 億ポンドとなり、前年（6,390 億ポンド）より増加した。他方、クレジットカード機能を持つカードによる決済については 1,610 億ポンドとなり、前年（1,430 億ポンド）から減少している。

図表 25: デビットカード、クレジットカードによる決済額の推移



¹⁰¹ KPMG(2016), “A new landscape –Challenger banking annual results”

<https://home.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/05/challenger-banking-report-2016.PDF>

¹⁰² イングランド銀行ウェブサイト（閲覧日：2023年9月27日）

<https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/new-bank-start-up-unit>

¹⁰³ <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/new-bank-start-up-unit/new-banks-authorized-since-2013>

¹⁰⁴ BIS CPMI, “Statistics on payment, clearing and settlement system in the CPMI countries Figures”, <https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.pdf> および “Payments and financial market infrastructures” <https://stats.bis.org/statx/toc/CPMI.html>

(出所) 国際決済銀行 (BIS),

“Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries” (各年版)

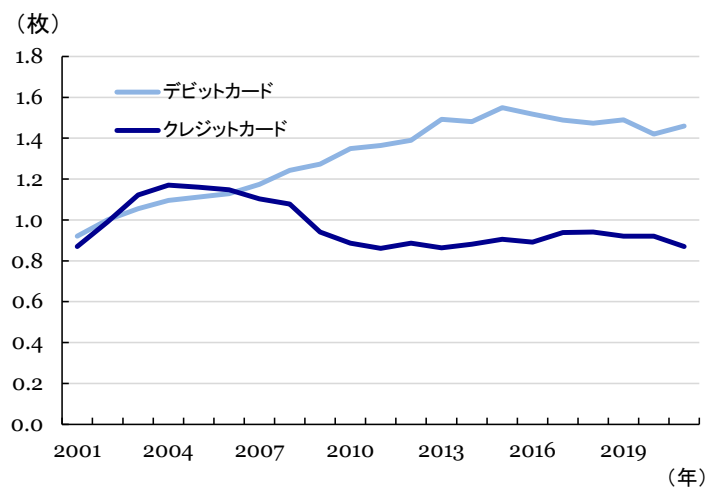
https://www.bis.org/list/cpmi/sds_1/tid_57/page_1.htm (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

“Payments and financial market infrastructures”

<https://stats.bis.org/statx/toc/CPMI.html> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

英国の 2021 年の一人当たりのデビットカード機能付きカードの発行枚数は 1.46 枚であった。2012 年は同 1.39 枚であり、ほぼ横ばいで推移している。一人当たりのクレジットカード機能付きカードの発行枚数は 0.87 枚となり、2012 年の 0.89 枚となっている。英国では、クレジットカードよりもデビットカードの普及が進んでおり、この点は日本とは異なる状況と言える。

図表 26: 一人当たりのカード発行枚数の推移



(出所) 国際決済銀行 (BIS),

“Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries” (各年版)

https://www.bis.org/list/cpmi/sds_1/tid_57/page_1.htm (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

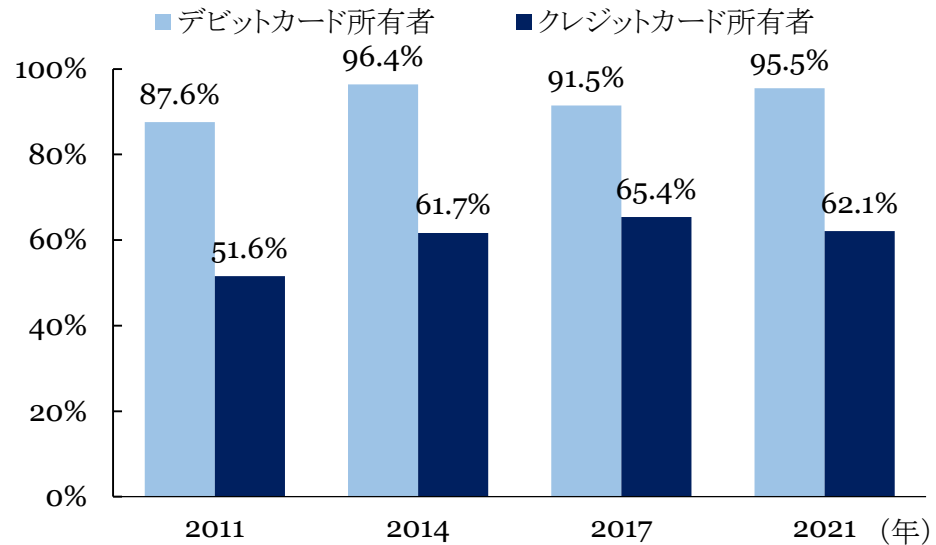
“Payments and financial market infrastructures”

<https://stats.bis.org/statx/toc/CPMI.html> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

世界銀行のグローバル・フィンデックスによるサーベイ調査に基づけば、2021 年に英国の 15 歳以上の回答者でデビットカードを所有していると答えた人の割合は 95.5%であるのに対し、クレジットカードは 62.1%に止まっている(図表 27)。デビットカードの保有率が高水準で推移する一方、クレジットカードの保有率は 2014 年の調査以降、6 割強で推移しており、2020 年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大期においても上昇に転じる傾向はみられなかった。

金融業の業界団体である UK Finance によれば、2021 年 12 月時点の英国のカード(デビット、クレジット)のうち非接触式カードは 1 億 4,200 万枚となっている。デビットカードであれば発行枚数の 91%、クレジットカードであれば同 89%に相当する。

図表 27: デビットカード、クレジットカードの保有率



(出所) 世界銀行, “The Global Findex Database 2021”を基に作成

<https://globalfindex.worldbank.org/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

UK Finance (2022) によれば、2021 年の非接触式カードによる支払い件数は 131 億回、全支払いに占めるシェアは 36% となった¹⁰⁵。コロナ禍により、小売店等が店頭にて非接触による支払いを推進したこと、オンラインショッピングが拡大したことから、2018 年の 74 億回、19% から大きく増加した。なお、コンタクトレス決済カードの決済上限金額は、コロナ禍前は 30 ポンドであったが、小売事業者等の要望を受けて 2020 年 4 月に 45 ポンドに引き上げられ、さらに 2021 年 10 月 15 日以降は 100 ポンドへと引き上げられた。他方で現金支払いについては、2010 年の支払いシェアが 56% であったのに対して、2018 年は 45%、2021 年は 15% と、大きく縮小している。

近年非接触式カードが普及してきた背景としては、非接触式カードの新規発行が継続して増えたことに加えて、カード機能付き携帯端末の数が増えたこと、利用者の非接触系カードに対する知識が増えたことなどが挙げられている。加えて、2020 年以降の新型コロナウイルスの感染拡大がこの傾向に拍車をかけたことが指摘できる。

英国政府によると、2022 年の調査では、成人の 74% が「現金をときどき使用した」または「現金をほとんど使用しなかった」と回答した。約 20% は、「現金と他の支払い方法を同等に使用した」と回答し、約 6% が「ほとんど、またはすべてに現金を使用した」と回答した¹⁰⁶。

キャッシュレス化の行き過ぎによる金融排除を心配する声も出始めている。2019 年 3 月に英金融オンブズマンサービス (FOS) 長官のナタリー・シーニー議長を中心にまとめられた The Access to Cash Review の最終報告書によれば、キャッシュレス社会においては、高齢者や健康面で問題を抱えている人、キャッシュで賃金を得ている人、クレジットカードを作れない人など、何らかの形でキャッシュを必要としている

¹⁰⁵ UK Finance “UK Payment Markets Summary 2022” <https://www.ukfinance.org.uk/system/files/2022-08/UKF%20Payment%20Markets%20Summary%202022.pdf>

¹⁰⁶ Lorna Booth, “Statistics on access to cash, bank branches and ATMs”, 1 September 2023 <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8570/CBP-8570.pdf> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

国民が全人口の 17%に上ると指摘している¹⁰⁷。

シーニー議長は報告書の中で「我々はキャッシュレス社会のメリットを取るべきではないと言っている訳ではないし、それが不可能、或いは望ましくないと結論付けている訳でもない。但し、我々の調査は、もし適切な計画と準備を怠れば、キャッシュレス社会は何百万の人々をおきざりにして、大きく傷つけるのだ」と述べている。そのうえで、上記最終報告書では政府、金融機関、IT 企業等が一体となってキャッシュレス社会に対応するよう呼びかけた。

英下院財務委員会などの一部の政治家からも、こうしたキャッシュレス社会への対応を迫る声が強まる中、2019 年 6 月に財務省は財務省、BOE、Paymens System Regulator、FCA からなる“Joint Authorities Cash Strategy (JACS) Group”の立ち上げを決め、キャッシュへのアクセス確保に向け取り組みを行うことを決めた¹⁰⁸。同時に、ハモンド財務相（当時）は、小額硬貨廃止の取りやめと非都市部の 3,500 の ATM 維持等を発表した。

2020 年は新型コロナウイルス流行の影響により、現金引出は大幅に減少した。JACS は、「Joint Authorities Cash Strategy (JACS) Group: Safeguarding the UK's cash infrastructure」（2020 年 7 月発表）の中で、こうした現金需要の動きは、現金インフラ関連業界の経営判断に大きな影響を与え得ると指摘している。政府は、2020 年 3 月予算案の中で、現金へのアクセスを守るための、また、英国のキャッシュ・インフラの長期にわたる持続可能性を保証するための法整備を進めることを表明した。2022 年 12 月には、持続可能な現金のサプライチェーン（wholesale cash distribution, WCD）の保証を目的に、WCD の中で重要な役割を果たしている企業に対して、イングランド銀行に新たな監督権限を付与する旨のコンサルテーションペーパーが公表された¹⁰⁹。その後、2023 年 8 月には、Banking Act の改正案である金融サービス・市場法（Financial Services and Market Act 2023）の「Part 5A Wholesale Cash Distribution」において、イングランド銀行に対し、WCD に対する監督権限を付与するとともに、WCD の有効性、回復力、持続可能性に係るリスクに対処する権限を負わせている¹¹⁰。

英国立統計局（ONS）によれば、2023 年の小売売上高に占めるインターネット販売の比率（自動車燃料除く）は、26.6%となった。統計の発表が開始された 2008 年以降、一貫してインターネット販売比率は上昇してきたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020 年以降、オンラインでの購入に大きくシフトした。その後、2022 年には落ち着きを見せたものの、右肩上がりのトレンドは継続している（図表 28）。

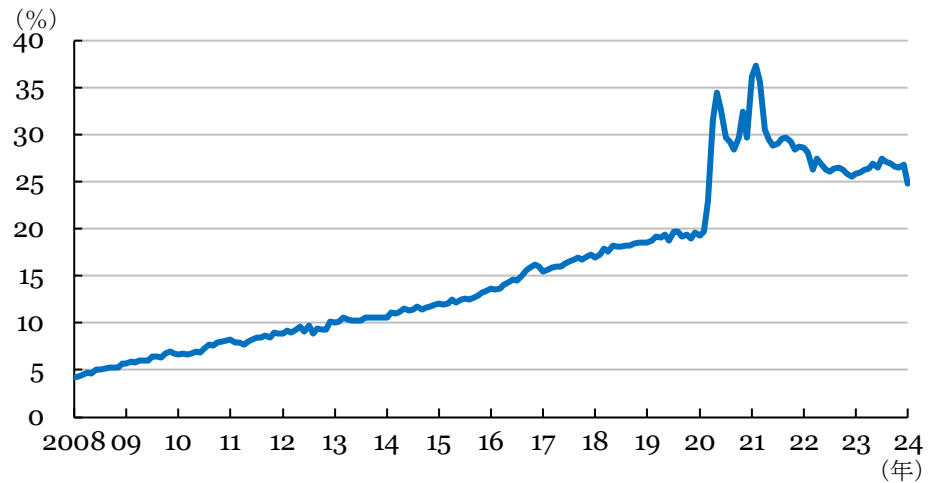
¹⁰⁷ Access to Cash Review(2019), “Access to Cash Review Final Report” <https://www.accesstocash.org.uk/media/1087/final-report-final-web.pdf>

¹⁰⁸ 英財務省ウェブサイト。（閲覧日：2023 年 9 月 10 日） <https://www.gov.uk/government/publications/joint-authorities-cash-strategy-group-terms-of-reference>

¹⁰⁹ Bank of England “Consultation on the Bank of England’s supervisory approach to wholesale cash distribution” <https://www.bankofengland.co.uk/paper/2022/consultation-on-the-bank-of-englands-supervisory-approach-to-wholesale-cash-distribution>

¹¹⁰ Financial Services and Markets Act 2023 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/29/contents>

図表 28: 小売売上高に占めるインターネット販売比率（自動車燃料除く）



(出所) 英国立統計局 (ONS) “Retail Industry” (閲覧日: 2024 年 3 月 1 日)
<https://www.ons.gov.uk/businessindustryandtrade/retailindustry>

(3) モバイル決済の動向

Paym は、英国内の複数の銀行およびビルディングソサエティにより創設されたモバイル決済サービスであり、2014 年 4 月にサービスの提供が開始した。以来、2022 年末までの累計で、登録者数は 580 万件、26 億ポンドが送金された¹¹¹。個人向けについては HSBC、Barclays、Lloyds を含む 15 の銀行・ビルディングソサエティが加盟し、利用者は自身が当座預金口座を保有する英国内の金融機関のモバイルアプリケーションを通じて利用することができた。しかし、他の様々なペイメントサービスが誕生する中、消費者はより手軽に使うことができるサービスへとシフトし、Paym の一ヵ月あたりの決済件数は、2020 年の 87 万件から 2022 年の 67 万件へと大きく減少した。その結果、2022 年 9 月には加盟金融機関が Paym サービスの閉鎖を表明、2023 年 3 月に Paym サービスは提供を終了した¹¹²。

他方、モバイル端末を用いた Apple Pay、Google Pay、Samsung Pay などのウォレットサービスの利用も普及しており、UK Finance 調査によると、2021 年には成人の 32%がウォレットサービスに登録しているとのことである¹¹³。

QR コード決済については、国際的なオンライン決済・送金事業者である PayPal や、クレジットカードの VISA 等が取り扱っているが、現状では前述の Paym や Apple Pay、Google Pay 等による決済が主流となっているとみられる¹¹⁴。

(4) リテール決済に関する法規制の状況

リテール決済に関する法制については、英国では金融機関間の競争促進に向けて、2018 年 1 月 13 日より「オープン・バンキング」と呼ばれるオープン API の実装が始まった。タイミングとしては、欧州レベルでの第二次決済サービス指令 (PSD2) の

¹¹¹ <https://www.wearepay.uk/paym-closure/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

¹¹² <https://www.wearepay.uk/paym-closure/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

¹¹³ <https://www.ukfinance.org.uk/system/files/2022-08/UKF%20Payment%20Markets%20Summary%202022.pdf> p.4

¹¹⁴ <https://www.mobiletransaction.org/qr-code-payment-works/> (閲覧日: 2023 年 9 月 26 日)

国内法制化期限に合わせたものである。英国では EU 法からの要請だけでなく、行政命令としてオープン API の導入を義務付け、金融機関間の競争促進を図り、生産性向上に資することが国策とされている¹¹⁵。

英政府は、2014 年 8 月にオズボーン財務相が英国を「フィンテックの世界的な首都とする」と宣言し、フィンテック産業の振興を模索してきた。同年 12 月の秋季財政報告書¹¹⁶においては、オープン API の活用による英国内の銀行業の競争環境の改善に向けた意見聴取を開始した。

同時に、競争政策当局である競争市場局（CMA）は、2014 年 11 月より個人当座預金保持者並びに中小企業に対するリテール金融サービスに関する市場調査を開始し、その最終報告を 2016 年 8 月に発表した。CMA の最終報告書¹¹⁷では、上記リテール金融サービスにおいて競争阻害効果（Adverse effect on competition, AEC）があることが認定され¹¹⁸、行政命令として大手行に対して、2018 年 3 月末までに API を通じて製品情報と関連データへ他機関がアクセスできるようにするよう求めることが決まった。

CMA よりオープン API の実装を命令された大手 9 行¹¹⁹は、2018 年 1 月 13 日からのオープン API 実現に向け準備を進めた。9 行のうち 6 行では実施に遅れが生じたものの¹²⁰、2 月以降に相次いでオープン API が開設された。これにより、チャレンジャー・バンクの参入が進み、今後、競争環境が改善し、消費者の利便性が増すことが期待されている。

関連するその他の法制としては、2018 年 5 月より、欧州一般データ保護規則（GDPR）が施行された。GDPR の施行に伴い、リテール決済の観点から注目されるのは第 20 条で規定されている「データポータビリティの権利（the right to data portability）」であろう。データポータビリティ権とは、個人が自身の個人データを、管理者から機械可読性のある形式で受け取り、他の管理者に移転する権利や、異なる管理者間で直接移転させる権利として定義されており、個人情報保護と同時にビジネス活動の促進を促すことが目指されている。生貝（2016）は、「個人による自己データ利用機会を拡大することで、個人データの利活用と保護を両立しようとする」ものと述べている¹²¹。英国の EU 離脱に伴い、2018 年 EU 離脱法に基づいて GDPR は英国の国内法に組み入れられる。

GDPR は一部条項について、EU 各国法での規定を可能としている。これまで英国内では、1998 年データ保護法が個人データ等の定義、データ保護の原則、データ主体の権利、データ保護法を監督する独立機関等について定めてきたが（芦田

¹¹⁵ 英国におけるオープン API 導入の経緯や現状については、淵田（2017）に詳しい。

淵田康之（2017）「英国はなぜオープン API を促進するのか」、野村資本市場クォーターリー 2017 Spring

¹¹⁶ HM Treasury (2014), “Autumn statement 2014” Cm8961, December 2014,

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/382327/44695_Accessible.pdf

¹¹⁷ CMA(2016), “Retail banking market investigation Final report”, August 2016,

<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/57ac9667e5274a0f6c00007a/retail-banking-market-investigation-full-final-report.pdf>

¹¹⁸ 2002 年企業法第 134 条では、AEC が発見された場合は、CMA 又は他の機関により何らかの改善措置を取ることが義務付けられている。

¹¹⁹ AIB グループ、アイルランド銀行、バークレーズ銀行、HSBC グループ、ロイズ・バンキング・グループ、ネイションワイド住宅金融組合、ノーザン銀行、RBS グループ、サンタンデール UK の 9 行。

¹²⁰ 6 行に対しては 2018 年 3 月に CMA がウェブサイトで指針を発表している。（2018 年 6 月 11 日閲覧）

<https://www.gov.uk/government/publications/retail-banking-order-2017-directions-issued-to-5-banks>

¹²¹ 首相官邸 データ流通環境整備検討会 AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ（第 4 回）議事次第より（閲覧日：2019 年 8 月 9 日）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/detakatsuyo_wg_dai4/gijisidai.html

(2018))、GDPR の導入に伴って 2018 年データ保護法へ改正がなされた¹²²。2018 年データ保護法では、GDPR を英国で運用するための定義を明確化したほか、治安維持、不正防止、移民管理、調査・研究、報道などを目的とする場合のデータ保護に例外規定を設けた (岩井 (2018)) ¹²³。

(5) リテール金融機関の顧客接点における D X

英国 Office for National Statistics のデータによると、銀行とビルディングソサエティの合計支店数は 2010 年 3 月に 13,335 拠点であったが、2022 年 3 月には 8,060 拠点と 12 年間で約半数が閉鎖された。内訳をみると、銀行の拠点が 2010 年の 14,860 拠点から 2022 年の 6,305 拠点へと 5 割以下に減少した一方、ビルディングソサエティは同期間で 2,095 拠点から 1,755 拠点へと、340 拠点の減少に留まっている¹²⁴。

図表 29: 欧州主要国の信用機関支店数推移

	ドイツ	スペイン	フランス	オランダ	英国
2010	41,562	42,894	38,238	2,851	16,955
2011	39,967	39,843	37,879	2,851	16,120
2012	39,774	37,903	37,543	2,851	13,335
2013	38,228	33,527	37,360	2,165	13,050
2014	38,123	31,817	37,862	2,040	12,640
2015	36,005	30,921	41,823	1,764	12,680
2016	36,005	28,643	42,751	1,674	12,315
2017	31,946	27,320	42,142	1,619	11,665
2018	29,698	26,011	41,436	1,489	11,055
2019	28,384	23,851	40,775	1,260	10,405
2020	28,334	22,299	40,410	942	9,550
2021	25,779	19,015	41,023	725	8,805
2022	23,231	17,648	41,120	300	8,060
2022/2010 増減	-44.1%	-58.9%	7.5%	-89.5%	-52.5%

(注) 英国のデータは 3 月末時点、支店以外の拠点も含まれている

(出所) ドイツ、スペイン、フランス、オランダのデータは ECB “Statistical Data Warehouse”、英国のデータは Office for National Statistics, “UK Business Counts - local units by industry and employment size band”

次のグラフは、英国最大の ATM ネットワークである LINK に接続されている ATM 台数の推移である。有料 ATM と無料 ATM の総数では、2015 年に 7.06 万台で最大と

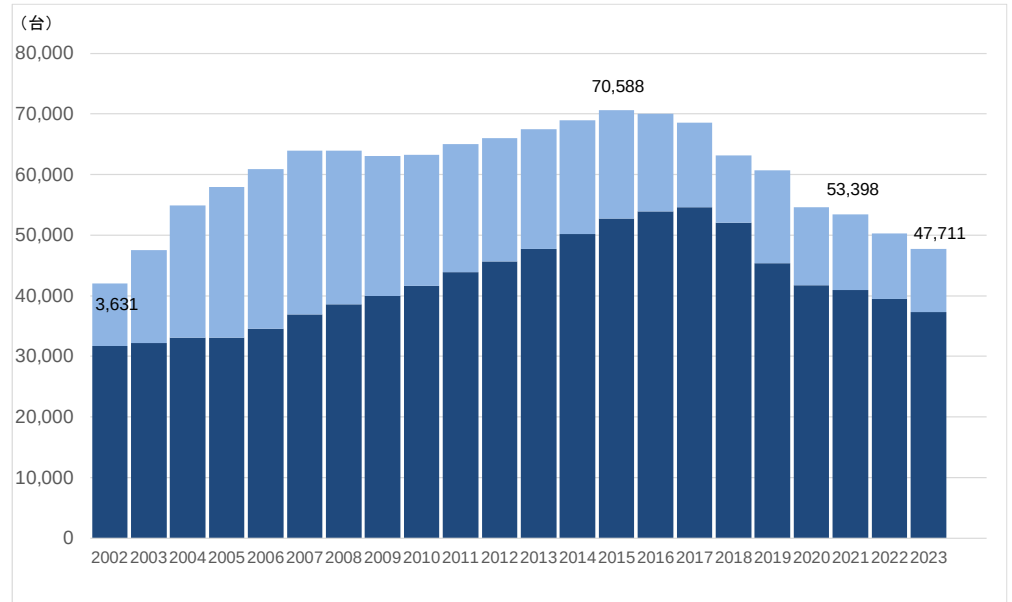
¹²² 芦田淳 (2018) 「【イギリス】2018 年データ保護法の成立」、国立国会図書館、海外立法情報 No.276-2
<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/2018/index.html>

¹²³ 岩井晴美 (2018)、「2018 年データ保護法が発効、EU の GDPR に対応」、JETRO ビジネス短信 閲覧日：2019 年 8 月 9 日
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/da31ef0107682bao.html>

¹²⁴ House of Commons Library “Statistics on access to cash, bank branches and ATMs” (1 September 2023)
<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8570/CBP-8570.pdf> (閲覧日：2023 年 9 月 26 日)

なった後減少に転じ、**2023**年には**4.77**万台となっている。支店数と同様に**2012**年と**2021**年のATM台数を比較すると、**2021**年末時点のATM台数は**2012**年末時点の**81%**の水準で減少の幅は小さい。

図表 30：LINK ネットワークに接続されている ATM 台数推移



(出所) Link Scheme Holdings Ltd ウェブサイト <https://www.link.co.uk/about/statistics-and-trends/>
(2024 年 3 月 1 日閲覧)

LINK のネットワークを運営する LINK Scheme Holdings Ltd は、2018 年 1 月、英国での現金へのアクセスを確保することを目的に、無料 ATM 網の維持に関する方針を表明¹²⁵している。同社は、他の無料 ATM との距離が 1 km を超える ATM を Protected ATM として保持するとしている。利用者が ATM を利用するごとにキャッシュカード等の発行会社から ATM オペレーターに支払われる利用料を段階的（4 年間）に引き下げると同時に、Protected ATM の場合はその対象外とすること、さらに、Protected ATM での利用ごとに LINK が追加で支給するプレミアム利用料を 3 倍にするなどの施策を導入し、カード発行会社のコストを低減すると同時に、Protected ATM の維持や無料 ATM のない地域への導入を促すこととした。利用料引き下げは 2018 年 1 月と 2019 年 1 月の 2 回実施したが、ATM 利用件数が年々減少していることから、LINK は 3 回目（2020 年 1 月予定）と 4 回目（2021 年 1 月予定）の利用料削減の停止を発表した¹²⁶。

(6) インターネット専門銀行

英国では、2014 年に同国初のインターネット専門銀行である Atom Bank が誕生、以降、Monzo や Revolut など、様々なインターネット専門銀行が設立されている。これらの銀行は全て、独自の店舗は持たず、スマートフォンのアプリにおいてサービスを提供していることを特徴としている。

¹²⁵ Link Scheme Holdings Ltd ウェブサイト <https://www.link.co.uk/about/news/news-archive/link-moves-to-secure-future-of-free-atms/>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

¹²⁶ Link Scheme Holdings Ltd ウェブサイト <https://www.link.co.uk/about/news/news-archive/link-update-to-interchange-rate-implementation/>（閲覧日：2023 年 9 月 26 日）

Atom Bank は 2015 年 6 月に銀行免許を取得、2016 年 4 月に営業を開始した。預金口座として Instant Saver と Fixed Saver の 2 種のみを提供しており、常時引出可能な Instant Saver の金利は年率 4.11%¹²⁷、定期預金口座である Fixed Saver の金利は 6 ヶ月：5.54%、9 ヶ月：5.60%、1 年：5.90%、2 年：5.90%、3 年：5.60%、5 年：5.45%と、大手リテール金融機関と比較すると好条件となっている（2023 年 9 月 11 日現在）¹²⁸。ローンは住宅ローンのみ取り扱っており、新規購入、借り換え、引っ越し等に対して融資を行っている。ビジネスローンとしては、新型コロナウイルスの感染拡大の打撃を受けた中小企業向けのリカバリーローン、担保付ローン等を提供している。

一方、Monzo は 2015 年に設立され、2017 年 4 月に銀行免許を取得している。2023 年 9 月現在、個人顧客数は 800 万人となっている¹²⁹。多様な預金口座（Monzo Current Account、Monzo Plus Account、Monzo Premium Account、Monzo Business Account、Monzo Joint Account、Monzo 16-17 Account）を取り扱っており、ISA 口座も開設することができる。さらに、Monzo のアプリにおいて、Shawbrook や Paragon Bank、OakNorth Bank 等、他行の商品に対して積立預金を行う機能もある¹³⁰。ローン商品としては、Monzo Flex（分割払い）や Overdraft（当座貸越）、住宅ローン、自動車ローン等を提供している。ビジネス向けサービスにおいては約 15 万社の中小企業が顧客となっており、財務、会計を含めた幅広い金融サービスを提供している¹³¹。

Revolut も 2015 年に設立されたインターネット専業銀行である。ただし、Atom Bank や Monzo が取得しているフルバンキングの免許ではなく、e-money institution の免許を取得している（2021 年 1 月にフルバンキング免許を申請）¹³²。従って、現状では預金口座やローン、当座貸越などのサービスを提供することができないが、ペイメントサービス、カード、予算管理・分析、クーポン、国際送金、為替取引などのサービスを提供している。個人顧客は 3,000 万人、法人顧客は 50 万件、サポート対象国・地域は 150 以上に及ぶ¹³³。

これらインターネット専業銀行をはじめとしたチャレンジャー・バンクの台頭を可能にした一つの背景は、フィンテックと総称される金融テクノロジーの進歩がある。

2018 年 3 月 22 日に、英政府はフィンテック産業育成に向けた新たな戦略を発表した¹³⁴。戦略の柱は大きく二つある。第一の柱は、規制コストの削減や有能な労働者の獲得、資金調達支援といった、フィンテック企業のニーズにこたえるための政策サポートを行うことである。

第二の柱は、フィンテック産業の拡大の果実を、一部の企業や起業家だけではなく国民全体に幅広く行き渡らせることである。具体的には 2020 年以降、核となるデジタル技能の訓練無償化を導入し、成長産業でもあるフィンテック産業に労働力として

¹²⁷ Atom Bank ウェブサイト <https://www.atombank.co.uk/instant-saver/> （閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

¹²⁸ Atom Bank ウェブサイト <https://www.atombank.co.uk/fixed-saver/> （閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

¹²⁹ Monzo ウェブサイト <https://monzo.com/> （閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

¹³⁰ Monzo ウェブサイト <https://monzo.com/features/savings/> （閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

¹³¹ Monzo ウェブサイト <https://monzo.com/i/business/> （閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

¹³² Revolut ウェブサイト <https://www.revolut.com/business/help/more/general/is-revolut-a-bank> （閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

¹³³ Revolut ウェブサイト <https://www.revolut.com/ja-JP/about-revolut> （閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

¹³⁴ HM Treasury(2018) "Fintech Sector Strategy: Securing the Future of UK Fintech"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/692874/Fintech_Sector_Strategy_print.pdf

入り易くすることや、金融包摂を進めるためにフィンテックを活用すること、ロンドン以外の各地域にもフィンテック産業を拡大することなどが目指されている。同時に付随するリスクを調査するための「暗号資産タスクフォース」が、財務省、BOE、FCAの3者により設立された。

2018年1月に始まったオープン・バンキング（オープンAPI）の導入もチャレンジャー・バンクの増加を後押ししている。リテール金融の競争促進に向けてCMAが設立したOBIE（Open Banking Implementation Entity）は、オープン・バンキングの普及に向けたソフトウェアの規格や業界ガイドラインの作成等に取り組んでいる。

OBIEは2019年1月には金融機関がオープン・バンキングサービスを導入するに当たっての実務ガイドラインを発表したり、ソフトウェア規格のアップデートを都度行ったりしている。OBIEは、同年7月にオープン・バンキング施行後1年を振り返り、オープン・バンキングの目的、発展、ポテンシャルに関する報告を行った。報告の中では、この1年間で英国においてオープン・バンキング推進の基礎が築かれたことや、世界の規格をリードしていく存在となっている点などが言及された。

2021年2月に英国財務省が公表したフィンテックセクターに関する提言書、「Karifa Review of UK Fintech」によると、フィンテックセクターの収益は、2015年の66億ポンドから2019年の110億ポンドへと急成長を遂げており、英国全体の金融サービス収益の約8%、世界のフィンテックセクターの収益の9.5%を占める規模となった¹³⁵。また、2020年現在の英国内のフィンテック企業数は約2,500社と推計されている¹³⁶。

なお、Deloitteの調査によると、銀行業務を手掛けるフィンテック企業数は全体の約2割を占めており、うち6割は「Banking」カテゴリーに属し、個人向けの当座預金口座、普通預金口座、住宅ローン等を提供している。残りの4割は「Business Banking」カテゴリーに分類され、中小企業向けの会計、財務、給与、請求書、経費管理のニーズに対応するサービスを提供している¹³⁷。

(7) デジタル通貨導入に向けた動き

2020年3月、イングランド銀行はデジタル通貨（CBDC）に関するディスカッションペーパーを公表した。CBDCの導入は未定としつつ、アプローチ案を提示し、導入の利点、リスク、実用性について、決済業者や有識者、その他ステークホルダー等から広く意見を求めるものとなる¹³⁸。これに対しては多くの回答が寄せられたが、いずれの見解においても、CBDCについては慎重に検討する必要があるとの意見が多数を占めたとのことである¹³⁹。以上を踏まえ、イングランド銀行は、①英国財務省とイン

¹³⁵ Ministry of Finance, “Karifa Review of UK Fintech” p.52

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/978396/KarifaReviewofUKFintech01.pdf

¹³⁶ London Stock Exchange, “The UK Fintech Ecosystem”, 8 August 2022

<https://www.londonstockexchange.com/discover/news-and-insights/uk-fintech-ecosystem>

¹³⁷ <https://www2.deloitte.com/uk/en/pages/financial-services/articles/uk-fintech-landscape.html>（閲覧日：2023年9月20日）

¹³⁸ イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/paper/2020/central-bank-digital-currency-opportunities-challenges-and-design-discussion-paper>

¹³⁹ イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/paper/2021/responses-to-the-bank-of-englands-march-2020-discussion-paper-on-cbdc>

グランド銀行のタスクフォースを設立すること、②CBDC の設計、実装、運用の課題について、産業界、有識者、市民社会の利害関係者等に関与させるための CBDC エンゲージメントフォーラムを設立すること、③CBDC に係る技術的側面を検討するための CBDC 技術フォーラムを設立すること、を決定した¹⁴⁰。

2021 年 4 月には英国財務省とイングランド銀行による CBDC タスクフォースの設立が発表された。役割としては、①英国 CBDC の目的、使用例、機会、リスクの調査をコーディネートすること、②目標達成に向けて CBDC の機能設計を主導すること、③英国 CBDC の事例全般について、厳密かつ一貫性があり包括的な評価を支援すること、④英国が世界的なイノベーションの最前線に位置していることを確認するために、国際的な CBDC の動向を監視すること、が挙げられている¹⁴¹。

また、英国財務省とイングランド銀行は 2021 年 11 月、翌年以降 CBDC 導入の可否を検討するためのコンサルテーションを実施する計画を公表した。CBDC を巡る主要課題の評価、より高レベルな機能設計の検討、ユーザー・ビジネスにとっての利益と影響の検討、今後の作業内容の検討、を行う¹⁴²。同コンサルテーションを通じて、「開発フェーズ」への移行の可否が決定される。開発フェーズを経た結果、運用上および技術的に堅牢であると判断された場合、最短で 2020 年代後半には CBDC が導入される可能性がある¹⁴³。なお、イングランド銀行は 2023 年 2 月から 6 月にかけてコンサルテーションペーパーを公表し、意見を公募した¹⁴⁴。以降は 2〜3 年にわたり「デジタル・ポンド」のインフラ設計や実証実験を進める予定である¹⁴⁵。

(8) IT 人材の育成・活用状況

英国政府は 2022 年 6 月にデジタル戦略（Digital Strategy）を公表した。これは 2017 年版デジタル戦略に続くものであり、2025 年にかけて、英国のハイテクセクターの年間総付加価値（GVA）を 415 億ポンド増加させるとともに、67.8 万の雇用を新たに創出することを目指す。戦略の内容は、①デジタル・インフラ、②アイデアと知的財産、③デジタル技術と人材、④デジタル成長への資金供給、⑤繁栄とレベルアップ、⑥グローバル・リーダーシップ、の 6 つのテーマから構成されている¹⁴⁶。

「③デジタル技術と人材」については、現状、デジタルスキルのギャップに起因する英国の GDP への損失額が年間 630 億ポンドに及ぶとの試算が行われている。今後、デジタル人材の育成を通じて、ビジネスの潜在的な成長力を最大限に高めるとともに、個人の適切なキャリア形成に資することが期待されている。学校教育におけるデジタル教育の強化に加えて、デジタル関連の職業の認知度向上、より高度なデジタルスキルの開発、生涯にわたるデジタルスキルの習得、デジタルスキルに関わる民間・第三

¹⁴⁰ イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/paper/2021/responses-to-the-bank-of-englands-march-2020-discussion-paper-on-cbdc>

¹⁴¹ イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/research/digital-currencies/cbdc-taskforce-terms-of-reference>

¹⁴² イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/news/2021/november/statement-on-central-bank-digital-currency-next-steps>

¹⁴³ イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/news/2021/november/statement-on-central-bank-digital-currency-next-steps>

¹⁴⁴ イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/paper/2023/the-digital-pound-consultation-paper>

¹⁴⁵ イングランド銀行ウェブサイト <https://www.bankofengland.co.uk/the-digital-pound>

¹⁴⁶ デジタル・文化・メディア・スポーツ省 “UK Digital Strategy”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1089103/UK_Digital_Strategy_web_accessible.pdf

セクターとの協業、世界で最も優秀で最高な人材の獲得、の 6 の施策が提示されている¹⁴⁷。

英国主要行においても、デジタル人材の育成を進めている。HSBC グループは 2017 年に HSBC University と呼ばれる研修機関を設置し、グローバルに人材教育全般を手掛けている¹⁴⁸。IT 分野以外にも幅広いコースを提供しており、トレーニングはオンラインもしくは英国、UAE、メキシコの研修施設で行われている。Barclays 銀行は、学習プラットフォームである「Barclays Digital Wings」ウェブサイトにおいて、デジタルスキルに関する学習コンテンツを提供している¹⁴⁹。Barclays の従業員だけでなく、顧客も法人、個人単位で利用することができる。Lloyds 銀行は、学習プラットフォームである Lloyds Bank Academy において、ビジネス、個人、NPO 向けのコンテンツを提供している¹⁵⁰。

(9) 生成 AI の活用状況

英国科学・イノベーション・技術省は 2023 年 3 月に「AI 白書」を公表した¹⁵¹。ここでは、AI が医学の進歩や気候変動の緩和など、社会に対して既に幅広い恩恵をもたらしている点を評価し、AI（生成 AI も含む）の発展を一層促すための環境の整備にあたり、規制が重要な役割を果たすと指摘している。従って、単一の省庁が AI の技術そのものを規制するのではなく、各分野の規制当局が、「安全性・セキュリティ・堅牢性」「透明性・説明可能性」「公平性」「説明責任・ガバナンス」「競争可能性・是正」の 5 つの原則に基づき、AI が適切に活用されていることを監督するべきであるとの見解に立っている。

AI を活用した取り組みについては、主にバックオフィス部門の効率化を目的に、すでに様々な銀行で採用されている。他方、生成 AI に限定すると、各行とも活用に向けた研究段階にあるとみられる。

例えば英国で総資産第 5 位の銀行であるナットウエスト・グループは、これまでもアマゾン・ウェブ・サービス（AWS）が提供する AI ソリューションを活用し、「Digital Financial Health Check」や「Know Your Credit Score」等のサービスを提供してきた。2023 年 9 月、同行は AWS との協力関係を拡大し、生成 AI も含めた AI ソリューションの提供を通じて、人々のファイナンシャル・ウェルビーイング向上の取り組みを一層推進することを公表した。2027 年を目標に、例えば住宅購入、将来に向けた資産形成、資産マネジメント、起業等において、一人一人の状況に応じた支援の提供を目指す。ナットウエスト・グループのデータサイエンティストや技術者は、新設された AWS Generative AI Innovation Center の専門家とともに、生成 AI も含む AI を活用した商品を拡充する。

¹⁴⁷ デジタル・文化・メディア・スポーツ省「UK Digital Strategy」

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1089103/UK_Digital_Strategy_web_accessible.pdf

¹⁴⁸ HSBC University ウェブサイト <https://www.hsbc.com/who-we-are/our-people-and-communities/hsbc-university>

¹⁴⁹ Barclays Digital Wings ウェブサイト <https://digital.wings.uk.barclays/>

¹⁵⁰ Lloyds Bank Academy ウェブサイト <https://www.lloydsbankacademy.co.uk/>

¹⁵¹ <https://www.gov.uk/government/publications/ai-regulation-a-pro-innovation-approach/white-paper>

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

英国におけるリテール金融機関の特徴としては、金融商品やサービスへのアクセスが制限される「金融排除（Financial Exclusion）」問題への対応策として期待されることが多い点だろう。

英国で「金融包摂/排除」という言葉が使われ始めるようになったのは1990年代前半からとされている。政府は、「金融包摂」を「個人が、出自や所得に関係なく、有用で手頃な金融商品や金融サービスにアクセスできること」と定義している。「金融排除」とは、この逆に金融商品や金融サービスにアクセスできない状況のことを指す。

英国における「金融包摂/排除」の問題は、1997年に発足したトニー・ブレア政権より、その対策が始まった。ブレア政権の下、1999年には財務省政策行動チーム（PAT）による報告書が発表され¹⁵²、金融排除問題の解決に向けて、信用組合の利用、保険の拡大、基本銀行口座の普及などが提案された。

英下院（2017）によれば¹⁵³、「金融排除」は、当初は「社会排除」問題の一環として扱われ、貧困などが主な原因と見做されていた。しかし現在は、金融規制の強化が結果的に金融排除を助長するケース¹⁵⁴や、高齢化、デジタルネットワークとの断絶など、より広範な問題が「金融排除」の背景にあると考えられている。

郵便局の場合、金融サービスに関するユニバーサルサービス提供義務に関する法律上の規定はない。しかし、1999年11月には財務省政策行動チーム（PAT）による報告書が発表され、銀行による「基本銀行口座（basic bank accounts, basics）」の普及の必要性や、金融商品やサービスへのアクセス・チャネルとしての郵便局の活用などが提言された。この報告書に基づき、2003年4月には、郵便局で「基本銀行口座」の開設が可能になると同時に、年金や税額控除の受け取りなどが可能となる「郵便局カード口座（Post Office Card Account, POCA）」の開設が可能となった。基本銀行口座は、手数料は無料で最低預入金の義務もない代わりに、送金や当座貸越も原則できない口座である。なお、POCAは、JP Morgan Europe Ltd.により提供され¹⁵⁵、「basic bank account」及び「post office card account」に関するコストは政府補助金により賄われ、最終的には納税者負担となっている¹⁵⁶。

しかし、2020年5月4日、労働・年金相は議会で、2020年5月11日をもってPOCAの新規開設を停止することを表明した。前年度の同口座の新規開設が非常に少なかったこと、POCA利用者の多くが既に銀行口座を保有しており、政府補助金を投入してPOCAを維持する価値が乏しいと説明している¹⁵⁷。郵便局会社との間のPOCA

¹⁵² HM Treasury Policy Action Team(1999), “Access To Financial Services”, Report of PAT14, Nov1999, <http://web.archive.org/web/20131220163526/http://www.savingfrompoverty.org.uk/documents/HMTreasuryPolicyActionTaskforce14FinancialExclusionNov1999.pdf>

¹⁵³ Timothy Edmonds, “Financial Inclusion (Exclusion)”, Briefing Paper No.01397, 15 Dec 2017, House of Commons Library <http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN03197/SN03197.pdf>

¹⁵⁴ 例えば、EU アンチ・マネーロンダリング指令に基づく各国法制において、本人確認書類の不所持などにより口座開設が妨げられ、金融排除が発生するケースなどが紹介されている。

European Commission(2008), “Financial Services Provision and Prevention of Financial Exclusion”

¹⁵⁵ <https://www.postoffice.co.uk/dam/jcr:842575de-26f2-475b-975f-cc600db2b0bc/post-office-card-account-terms-and-conditions.PDF>

日本語の文献としては、岡村秀雄（2008）、「イギリスにおける金融排除への取り組み」、一般財団法人 ゆうちょ財団 大阪研究会 2008年1月期

¹⁵⁶ 2011年5月16日下院 POCA 関連資料

¹⁵⁷ <https://www.gov.uk/government/speeches/dwps-response-to-coronavirus-covid-19>

に関する契約が 2021 年 11 月に終了することを受け、POCA の運用を停止することとし、利用者に対し、銀行口座への登録変更を呼び掛けている。

近年では、金融排除問題への対応を検討するための上院特別委員会が 2016 年 5 月に設置され、2017 年 3 月にはその最終報告書が提出され、22 の提言が行われた¹⁵⁸。提言の中では、金融包摂問題を専門に扱う「金融包摂担当相」職を新設し、年に一度の議会への報告を義務付けることや、規制当局である FCA の法的な役割に金融包摂の推進拡大を含めることなどが提言されている。

報告書では、金融サービスへのアクセスについて、郵便局の役割拡大についても提言がなされている。その背景には、金融機関の支店が減る中で、物理的な金融サービスのアクセスポイントとして郵便局の持つ重要性が高まっていることがある。しかし、多くの顧客は、郵便局で利用可能な金融サービスを把握しておらず、その潜在能力を活かし切れていない、との指摘がある¹⁵⁹。また、直営では無い郵便局の支局が増える中で、商品知識に対する社員教育の実施の必要性が述べられている。

2017 年 11 月に英政府は、こうした提言に対する政策文書を発表している¹⁶⁰。「金融包摂担当相」の設置には反対し、既存の省庁間連携による枠組みによるものを活用するとして、新たに財務省などの省庁を含む官民横断的な「金融包摂政策フォーラム」の設立が決定され、初回会合が 2018 年 3 月に行われた¹⁶¹。

郵便局の役割の拡大については、既に 2017 年 1 月から金融機関と郵便局会社の合意により、個人顧客の 99%、企業顧客の 75%が日々の金融取引を郵便局を通じて行うことが可能となっている点を挙げている。しかしながら、国民への認知度が広がらなかったこともあり、2017 年 11 月に英政府は金融サービス業の業界団体である UK Finance 及び郵便局会社の CEO に対して、郵便局で金融機関のサービスが利用可能であることを国民に広く知らしめるための方策を講じることを要求した。この結果として、2018 年 3 月に UK Finance 及び郵便局会社は、地元の郵便局で金融サービスが利用できることの認知度を高めるための包括的な行動計画案を発表するに至った。

この包括的な行動計画案として、大きく 5 つの行動計画が挙げられている。すなわち①地域の主要メディアに的を絞った広報活動の実施と各郵便局での周知徹底、②金融機関の閉鎖が多い地域等、特定の地域に対する銀行と郵便局による共同支援、③銀行の書面、ウェブ、電話チャネルを通じた郵便局における日常金融取引の促進、④脆弱な消費者に対するより強力な支援の実施、⑤郵便局のカウンターサービスにおける注意喚起と信頼構築に向けた継続モニタリングの実施である¹⁶²。

金融包摂政策フォーラムにおける議論と提案を受け、政府は 2018 年秋季財政報告において、意図せざる出費に直面した国民が、公平かつ許容可能な信用取引 (Affordable Credit) の利用を可能にしたり、多重債務に陥った国民が急場をしのぐ

¹⁵⁸ House of Lords(2017), “Tackling financial Exclusion: A country that works for everyone?”, Select Committee on Financial Exclusion, Report of Session 2016-17, March 2017, <https://publications.parliament.uk/pa/ld201617/ldselect/ldfinexcl/132/132.pdf>

¹⁵⁹ House of Lords(2017), “Tackling financial Exclusion: A country that works for everyone?”, paragraph 230.

¹⁶⁰ HM Government(2017), “Government response to the final report of the Lords Select Committee on Financial Exclusion”, Cm 9524, November 2017, <https://www.parliament.uk/documents/lords-committees/financial-exclusion/Government-Response-to-Financial-Exclusion-Committee.pdf>

¹⁶¹ 参加者については以下の英政府ウェブサイト。 <https://www.gov.uk/government/news/first-meeting-of-the-financial-inclusion-policy-forum>

¹⁶² UK Finance ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 9 月 25 日) <https://www.ukfinance.org.uk/banks-and-post-office-raise-greater-awareness-banking-services-available-local-post-office-branches>

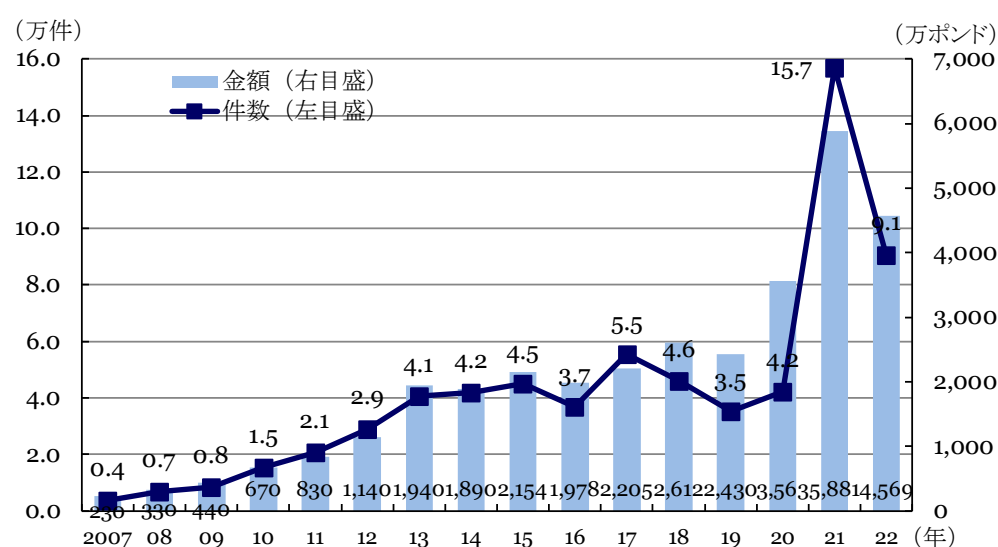
ために必要な時間的な猶予を与える政策の導入を発表したりした¹⁶³。

具体的には、総額 2 百万ポンドの Affordable Credit Challenge Fund を設立、フィンテック企業の協力を得て信用組合やコミュニティ開発融資機関の貸出機能を強化することや、ゼロ金利融資スキームの制度設計の実行可能性調査の開始、信用組合の加盟促進に向けたくじ付き貯蓄スキーム（prize-linked savings scheme）の導入などが挙げられた。

(2) 金融包摂政策における国、金融機関の関わり

英国では、国内で経済発展が遅れている地域内の個人や中小企業（250 人未満）、及び地域再生事業にマイクロファイナンスを提供するコミュニティ開発融資機関（Community Development Finance Institution, CDFI）がある。また、それを促進する税制としてコミュニティ投資税額控除（Community Investment Tax Relief, CITR）という制度が 2002 年財政法（Finance Act 2002）によって導入されており、CDFI に投資する投資家に対して、投資額の最大 25% までを投資開始年から最長 5 年間にわたり毎年税額控除することができる¹⁶⁴。

図表 31: CDFI による個人向けローンの実績推移



(出所) Responsible Finance, “Responsible Finance Impact Report 2023”
<https://responsiblefinance.org.uk/responsible-finance-providers/lending-statistics/>
を基に作成 (閲覧日: 2023 年 9 月 25 日)

CDFI の業界団体であるリスポンシブル・ファイナンス（Responsible Finance）¹⁶⁵によれば、CDFI 38 機関による 2022 年 12 月末の融資残高は 2.48 億ポンド（前年比 9% 増）、件数は約 9.5 万件（同 6 割の水準）であり¹⁶⁶、金額は増加したものの件数は

¹⁶³ 英政府ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 9 月 25 日) <https://www.gov.uk/government/publications/budget-2018-documents/budget-2018>

¹⁶⁴ 歳入関税庁 (HMRC) ウェブサイト (閲覧日: 2023 年 9 月 25 日)
(<https://www.gov.uk/government/publications/community-investment-tax-relief-citr/community-investment-tax-relief-citr>)

¹⁶⁵ 前身はコミュニティ開発金融協会 (Community Development Finance Association, CDFA) で 2015 年に改名。

¹⁶⁶ Responsible Finance, “Responsible Finance: The Industry in 2019”, 対象期間は 2018 年 4 月から 2019 年 3 月
<http://responsiblefinance.org.uk/policy-research/publications/>

落ち込んだ。コロナ禍の影響を脱しつつある社会・経済活動の回復局面において、金融排除の観点や社会的に弱い立場にある人にとっては重要な機関となっている。このうち、CDFI による個人向けローンは、2006 年以降、融資残高、融資件数ともに概ね増加しており、特にリーマンショックが発生した 2008 年以降、急増している（図表 31）。

CDFI を通じた融資とは別に、新規事業の資金調達手段として、クラウドファンディングやピア・トゥ・ピア・レンディングが注目されている。これらの資金調達手法は、クラウドファンディングやピア・トゥ・ピア・レンディングの運営会社のウェブサイトを通じて行われ、証券の公募増資に伴う目論見書が不要であるなど低コストがメリットとして挙げられる一方、詐欺などの懸念も指摘されている。

こうした中、金融行為規制機構（FCA）は 2014 年 3 月、クラウドファンディング及びピア・トゥ・ピア・レンディングに関する最終規則を公表した。本規則は、クラウドファンディングないしピア・トゥ・ピア・レンディングの運営会社に、投資家に対してリスクを明確にすること、借り手が返済不能となった場合のセーフティーネットを整えさせることを目的とし、2014 年 4 月より適用が開始された。具体的には、クラウドファンディングを通じた非上場株式など非流動性証券の消費者への直接募集については、公募に係る規制を適用しないことには変わらないものの、プロ顧客や洗練された投資家、投資助言を受けた投資家、投資可能資産の 10%以上を投資しない投資家への募集に限ることなどが規定された。他方、ピア・トゥ・ピア・レンディングについては、消費者金融が英国公正取引庁（Office of Fair Trading）から FCA へ所管が移ったことに伴い、行為規制や資本規制など FCA の規制・監督に服することとなった。

(3) 提供される金融商品・サービス（郵便局、銀行）

University of Birmingham は、「Financial Inclusion: Annual Monitoring Report 2022」の中で、2021 年度の、家族が誰も銀行口座を持っていない成人の人数を約 52 万人と推計している。2005 年度の 100 万人と比較して半分の水準に低下してはいるものの、間接的にでも銀行口座を利用することができないこれらの人々は深刻な金融除外の状況にあると指摘している。

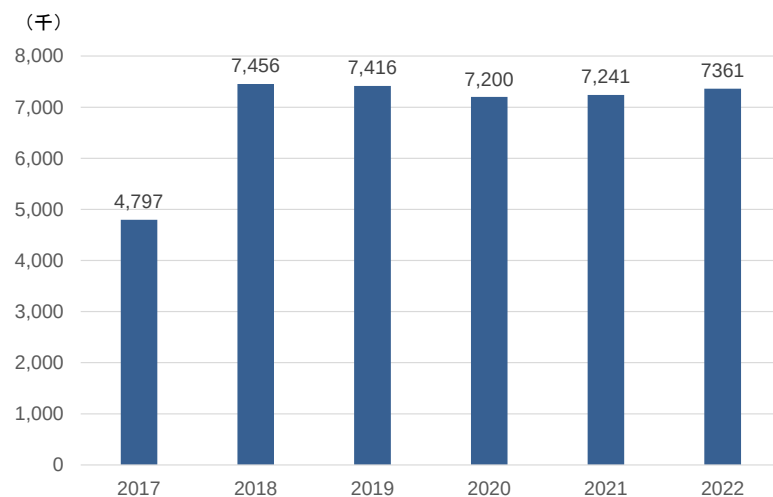
英国では、金融包摂の 1 つとして、銀行などによる基本口座（basic account）の提供が行われている。基本口座は、個人の当座預金口座など、通常の銀行口座開設が難しい人々向けの口座である。口座管理料が無料で、基本的な取引（キャッシュカード発行や銀行窓口・郵便局・ATM での現金引出、口座引落による支払いなど）で手数料が発生しない一方、利用者の意図しない債務を防ぐなどの目的から、小切手帳が交付されない、当座貸越が設定されないなど、一定の制限を含む当座預金口座である。2014 年 7 月に EU で Payment Account Directive が採択されたことを背景に、英国の金融当局と金融機関との間で 2014 Agreement が締結され、基本口座の提供が開始された。Payment Account Directive（PAD）は、決済口座料金の透明性・比較可能性を高めることで競争を促進すること、ミニマムスタンダード設定を通じて口座の乗り換えを促し競争を促進すること、基本的な口座へのアクセス改善を図り、経済的・社会的排除を削減すること、を目的とするものである。PAD では、全ての金融機関で基本口座の提供を求めるものではなかったこともあり、2014 Agreement では、個人当座預金市場で 1%以上のシェアを有する金融機関が対象とされ、全体の 90%以上をカバーする 9 行が対象となった。その後、Payment Accounts Regulation 2015 が 2016 年

9 月 18 日に発効し、同規制に基づき、9 金融機関グループが基本口座を提供し、提供状況を財務省に報告している。以下は規制に基づき基本口座を提供する銀行等である。ただし、これら 9 グループ以外でも同様の口座を提供する銀行等があるが、口座開設等の情報を財務省に報告する義務は負っていない。

- Barclays UK
- Co-operative Bank
- HSBC UK
- Lloyds Banking Group (Halifax、Bank of Scotland ブランドも含む)
- Nationwide Building Society
- NatWest Group (RBS と Ulster Bank ブランドも含む)
- Santander
- TSB
- Virgin Money

基本口座数は、Payment Accounts Regulation 2015 が発効した翌年の 2017 年 6 月末時点で約 480 万口座となり、2018 年には 746 万口座に増加したが、2019 年、2020 年と若干減少し、2021 年、2022 年は微増となった。

図表 32: 基本口座数推移



(注) 各年 6 月 30 日時点

(出所) HM Treasury “Basic bank accounts” 各年版

基本口座を提供する各行は、基本口座利用の適格性や経済状況、口座利用状況を定期的に評価し、他の個人当座預金口座に転換することができるとされている。また、口座利用者が違法であることを承知の上で基本口座を違法な目的に利用した場合（利用しようとした場合）、24 ヶ月以上利用のない場合などには、基本口座を廃止できることが Payment Accounts Regulation 2016 で規定されている。

なお、Basic bank accounts: July 2021 to June 2022 によると、2022 年 6 月 30 日時点で最も多くの基本口座を有していたのは Lloyds Banking Group であった。同期間中に同グループで開設された基本口座は約 12 万口座、閉鎖された口座は約 13 万口座であった。

3. その他

(1) 高齢化対策

「第4章 1.(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策 金融包摂」で前述した通り、英国では当初、「金融排除」は貧困などが主な原因と見做されていた。しかし現在では金融規制の強化が結果的に金融排除を助長するケースや、高齢化、デジタルネットワークとの断絶など、より広範な課題が「金融排除」を引き起こすリスクとなっていると考えられている。

中でも高齢化は英国においても重要課題となっている。日本や韓国ほどのペースではないものの、高齢者比率（65歳以上の人口）は、2020年の約20%から2050年の約26%へと上昇が続く見通しである¹⁶⁷。

2017年に英国金融行為規制機構（FCA）が公表した報告書「Ageing Population and Financial Services」¹⁶⁸では、多くの高齢者の特性として、製品やサービス、流通チャネルを利用する際に、新しいもの、なじみがないものに対してアクセスの障壁や課題を抱える可能性が高い点を指摘している。高齢者が利用しやすい銀行であるためには、物理的な環境、システム、製品・サービスの設計、顧客サービスなど、複数の点を考慮しなければならない。また、特にフロントで接客するスタッフは重要な役割を果たしていると言及している。リテール金融機関は、新しい製品やチャネルを提供する際に、高齢者の支援方法についても検討する必要がある。また、テクノロジーは高齢者が抱える問題を解消する側面もあるが、それが他の異なる障壁につながるかもしれないよう、注意すべきであると指摘している。

各行が提供する店頭の端末やPC、スマートフォンを用いたサービスは、高齢者の利用を前提とした設計、デザインではない場合が多い。2020年初頭より深刻化した新型コロナウイルスの感染拡大によって、全般的には現金に代わり非接触型決済件数が大きく増加しているが、高齢者の多くは、引き続き現金に依存せざるを得ない状況に置かれている¹⁶⁹。

このような状況を受けて、大半のリテール金融機関では、高齢者および障がい者向けのサービスを提供している。例えばHSBC UKでは、店頭における端末において、大きな活字や音声による案内を受けることができる。カードは高齢者や障がい者にとっても視覚・触覚的にわかりやすいデザインとなっている¹⁷⁰。

¹⁶⁷ United Nations “World Population Prospects : The 2022 Revision” （閲覧日：2023年9月26日）

¹⁶⁸ <https://www.fca.org.uk/publication/occasional-papers/occasional-paper-31.pdf> （閲覧日：2023年9月26日）

¹⁶⁹ Age UK ウェブサイト <https://www.ageuk.org.uk/latest-press/articles/2021/one-in-five-older-people-rely-on-cash-for-everyday-spending/> （閲覧日：2021年12月1日）

¹⁷⁰ HSBC UK ウェブサイト <https://www.hsbc.co.uk/accessibility/accessible-cards/> （閲覧日：2021年12月1日）

第5章 参考

1. リテール拠点における感染症対策

英国政府は 2021 年 7 月、銀行の支店や小売店、美容室など、接客サービスを提供する事業者に対して、「コロナ禍において安全に働くためのガイダンス」を公表した。ガイダンスは状況に応じてアップデートされている。例えば 2021 年 11 月 30 日時点では、従業員および顧客を感染から守るための 7 つのアクションとして、①健康と安全に関するリスク評価を実施すること（新型コロナウイルスによるリスクも含む）、②適切な換気を実施すること、③従業員・顧客に対するマスク着用の呼びかけを実施すること、④頻繁に清掃を実施すること、⑤従業員・顧客の感染が疑われる場合、隔離や PCR 検査をすみやかに実施すること、⑥QR コードを用いた顧客のチェックイン情報の管理を行うこと（任意）、⑦自社の感染症対策に関する最新の情報を従業員・取引先・訪問者に提供すること、が提示されていた。

しかし社会がウィズコロナへ移行する中で、ガイダンスの中身も大幅に変更されており、2022 年 9 月現在では「職場での COVID-19 を含む呼吸器感染症の蔓延を減らす」という名称に変更、①ワクチン接種の推奨・支援、②換気の推奨、③職場の清潔維持、④職場での感染拡大の場合も報告義務無し（ただし上記のような感染症対策を推奨）、との内容に改訂されている¹⁷¹。

いくつかの銀行では、拠点における感染症対策について、ウェブサイトで公表している。例えば Barclays Bank は、拠点内を一日に数回消毒していること、セルフサービスデバイスについても頻繁に清掃を行っていること、店員・顧客のソーシャルディスタンス奨励していること、などの取り組みについて、ウェブサイトで説明している（2022 年 9 月現在）¹⁷²。

以上

¹⁷¹ <https://www.gov.uk/guidance/reducing-the-spread-of-respiratory-infections-including-covid-19-in-the-workplace#actions-to-reduce-the-spread-of-respiratory-infections-including-covid-19>

¹⁷² Barclays ウェブサイト <https://www.barclays.co.uk/coronavirus/branches-and-cash-machines/>（閲覧日：2022 年 9 月 29 日）

<出所資料一覧>

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

(政府)

- ・ 英国政府 (GOV.UK) <https://www.gov.uk/>
- ・ ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) <https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-business-energy-and-industrial-strategy>
- ・ 歳入関税庁 (HMRC) <https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs>
- ・ 国民貯蓄投資機構 (NS&I) <https://www.nsandi.com/>

(中央銀行・監督官庁)

- ・ イングランド銀行 (BOE) <https://www.bankofengland.co.uk/>
- ・ イングランド銀行 健全性監督機関 (PRA) <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation>
- ・ 金融行為規制機構 (FCA) <https://www.fca.org.uk/>
- ・ 金融サービス補償機構 (FSCS) <https://www.fscs.org.uk/>

(業界団体等)

- ・ UKファイナンス (UK Finance) <https://www.ukfinance.org.uk/>
- ・ 英国信用組合協会 (ABCUL) <http://www.abcuk.org/home>
- ・ 英国住宅金融組合協会 (BSA) <https://www.bsa.org.uk/>
- ・ リスポンシブル・ファイナンス (Responsible Finance) <http://responsiblefinance.org.uk/>
- ・ イノベート・ファイナンス (Innovate Finance) <https://www.innovatefinance.com/>

【郵便関連機関 HP】

- ・ ロイヤルメール (Royal Mail Plc) <https://www.royalmailgroup.com/>
- ・ 郵便局会社 (Post Office Limited) <https://www.postoffice.co.uk/>